

イスラエル国  
特許規則  
(特許庁実務, 手続, 書類及び手数料の規則), 5728-1968  
2022年3月6日施行

目次

第1部 総則

第1章 特許庁における一般手続

規則1 定義

規則1A 副登録官及び審査官の権限

規則2 来庁者の受入れ及び書類の閲覧

規則3 様式

規則4 期間

規則5 期間の延長

規則5A 中間申請

第2章 手数料

規則6 手数料の納付義務

規則6A 指数付

規則7 手数料を誰が, いつ, 納付するか?

規則8 納付の様式

規則9 裁定された負債として取り扱われる未納手数料

規則10 誤納付手数料の還付

第2部 登録手続

第1章 書類

規則10A 書類の提出

規則11 書類の様式

規則11A 提出サイトを通じた書類の提出

規則11B 識別要件

規則11C 書類の受領

規則11D 不具合の場合の提出

規則12 廃止

規則13 宣言書

規則14 廃止

規則15 係争手続における書類の提出

規則16 書類の送達宛先

規則17 権限委譲

規則18 権限受諾者の差替

## 第2章 出願及び明細書

規則19 出願

規則20 明細書の作成

規則21 図面

規則22 明細書の補正

## 第3章 優先権主張

規則23 優先権の申請

規則24 国外で提出された明細書の提出

規則25 外国明細書の翻訳文

規則26 発明の実質的同一性

規則27 優先権主張されている特許出願の分割

規則28 出願公開後の優先権主張

## 第4章 提出された出願及び提出の事実の公開に関する取扱い

規則29 提出の証明書

規則30 方式不備の出願

規則31 出願における様式の瑕疵

規則32 提出の事実の公開

規則33 出願の分類

## 第3部 出願の受理

### 第1章 出願の審査

規則34 出願審査の順序

規則35 審査日の優先

規則35A 国際調査報告書の様式における報告

規則36 依拠される資料についての請求

規則37 瑕疵を理由とする審査の延期

規則38 先願の存在を理由とする登録官による審査の延期

規則39 出願人の請求による審査の延期

規則40 先願の公開に関する通知

### 第2章 出願及び明細書における瑕疵並びにその瑕疵の補正

規則41 瑕疵についての通知

規則42 通知に対する出願人の応答

規則43 補正の審査

規則44 理由の検討

規則45 非応答又は応答拒否を理由とする拒絶

- 規則46 意見の聴聞についての請求
- 規則47 期日設定前の意見の書面による要旨を求めること
- 規則48 聴聞のための期日設定
- 規則49 補正の提案
- 規則49A 登録官の決定
- 規則50 聴聞後の補正

### 第3章 出願の分割

- 規則51 分割出願

### 第4章 出願の受理及び公告

- 規則52 受理通知
- 規則53 公告手数料の納付
- 規則54 廃止

### 第5章 書類の差戻

- 規則55 書類の貸渡
- 規則56 書類の差戻

## 第4部 特許の付与に対する異議申立

### 第1章 意見書及び証拠の提出

- 規則57 異議申立通知
- 規則58 異議申立書及び証拠
- 規則59 答弁書及び証拠
- 規則60 異議申立人の証拠
- 規則61 出願人の証拠
- 規則62 異議申立人の反駁証拠
- 規則63 証拠提出の終了
- 規則64 証拠として提出される書類の翻訳文

### 第2章 登録官による異議申立に係る聴聞

- 規則65 当事者の意見における聴聞の期日設定
- 規則66 廃止
- 規則67 聴聞への不出頭
- 規則68 当事者の聴聞に係る順序
- 規則69 宣誓供述人の尋問
- 規則70 議事録の作成
- 規則71 議事録の訂正
- 規則72 登録官による決定
- 規則73 当事者への決定の送達

- 規則74 後日に取り下げられる異議申立の結果として見い出された資料を理由とする特許付与の拒絶
- 規則75 審判請求通知

## 第5部 特許の付与

### 第1章 特許証

- 規則76 特許証
- 規則77 特許証の写

### 第2章 発明者の名称を表示する請求

- 規則78 発明者の名称を表示することの請求
- 規則79 発明者の名称が表示されるべき箇所
- 規則80 登録官による通知
- 規則81 発明者の名称表示に対する異議申立
- 規則82 発明者の名称表示請求に対する異議申立手続
- 規則83 出願の欠落に関する通知
- 規則84 手続の代用

## 第6部 更新手数料の納付

### 第1章 更新手数料

- 規則85 更新手数料
- 規則86 納付に対する催促
- 規則87 手数料の納付
- 規則88 特許の失効

### 第2章 特許の回復

- 規則89 回復申請
- 規則90 申請の拒絶
- 規則91 回復申請の受理
- 規則92 回復に対する異議申立通知
- 規則93 回復に対する異議申立に係る手続
- 規則94 登録簿への登録及び証明書の発行

## 第7部 特許の訂正

### 第1章 特許の訂正に対する許可請求

- 規則95 許可請求
- 規則96 訂正に関する申請人の意見の聴聞
- 規則97 訂正の公開
- 規則98 異議申立通知

- 規則99 明細書の訂正許可に対する異議申立手続
- 規則100 新たな明細書の提出
- 規則101 受理後の明細書の訂正
- 規則102 異議申立の手続が行われている場合の明細書の訂正

## 第8部 特許の取消

### 第1章 取消手続

- 規則103 取消申請
- 規則104 手続通知
- 規則105 特許権者による応答
- 規則106 反駁証拠
- 規則107 取消申請に対する手続
- 規則108 取消手続中の訂正申請

### 第2章 追加特許の有効性確認

- 規則109 追加特許の独立した有効性確認申請
- 規則110 更新手数料納付の遅延
- 規則111 他方の特許の改良又は変更を構成しない複数の追加特許

## 第9部 強制的ライセンス

### 第1章 発明の実施に関する通知

- 規則112 通知を求める請求
- 規則113 通知に対する指令
- 規則114 特許権者による応答
- 規則115 請求者への通知
- 規則116 証拠に関する限定

### 第2章 強制的ライセンスの申請

- 規則117 強制的ライセンスの申請
- 規則118 申請の公開
- 規則119 併合の通知
- 規則120 更なる手続

### 第3章 強制的ライセンスを付与する決定の再検討

- 規則121 再検討の申請
- 規則122 実施権者による応答
- 規則123 更なる手続

## 第10部 特許弁護士

### 第1章 審査

規則124 審査期間

規則124A 予備役のための審査日

規則125 審査官の指定

規則126 審査のための申請

規則127 通知受領の確認

規則128 法律に基づく審査

規則129 言語に関する審査

規則130 明細書の作成

規則131 審査の結果

### 第2章 審査の免除

規則132 外国の法律における審査の免除

規則133 ヘブライ語の審査の免除

規則134 外国の言語における審査の免除

規則135 その他の方法による知識の立証

### 第3章 インターンシップ

規則136 インターンシップ

規則137 インターンシップ期間の短縮

### 第4章 特許弁護士の登録簿における登録

規則138 登録申請

規則139 登録の適格性についての通知

規則140 廃止

規則141 特許弁護士の登録簿

規則142 年間手数料

規則143 廃止

規則144 登録の回復

## 第11部 特許庁及び登録官

### 第1章 登録簿への登録及び書類の更正

規則145 特許登録簿

規則146 変更の登録

規則147 所有権の登録

規則148 抄本の受領

規則149 登録及び書類の更正

## 第1A章 ウェブサイト上での公表

規則149A 廃止

規則149B 情報の保存

## 第2章 登録官及び審査官

規則150 審査官の行為に対する不服申立

規則151 不服申立に対する登録官の応答

規則152 廃止

## 第3章 特許法第6章の適用に関する許可の受領

規則153 登録官を通じての申請

## 第12部 委員会

### 第1章 異論申立委員会

規則154 定義

規則155 異論申立書の提出

規則156 異論申立書の詳細

規則157 応答者に対する通知の送達

規則158 応答者の答弁

規則159 異論申立の聴聞のための期日の設定

規則160 反対尋問のための出頭

規則161 当事者の意見についての聴聞

規則162 当事者不在の聴聞

規則163 書面による理由の瑕疵についての主張

規則164 書面による理由に限定された聴聞

規則164A 委員会への中間申請

規則165 委員会議長の権限

規則166 聴聞の延期

規則167 委員会の決定

規則168 異論申立の費用

規則169 異論申立の統合

規則170 当事者の併合

### 第2章 補償・ロイヤルティ委員会

規則171 定義

規則172 申請の提出

規則173 付属書類

規則174 応答者の答弁

規則175 書類の送達

規則176 申請の聴聞のための期日の指定

- 規則177 反対尋問のための出頭
- 規則178 当事者の意見についての聴聞
- 規則179 瑕疵についての主張
- 規則180 聴聞されない理由
- 規則180A 委員会への中間申請
- 規則181 委員会の議長の権限
- 規則182 聴聞の延期
- 規則183 委員会の決定
- 規則184 申請の費用
- 規則185 聴聞への不出頭
- 規則186 申請の統合
- 規則187 当事者の併合

### 第13部 予備的な権限

- 規則188 更正を許可する権限
- 規則189 書面による意見の要旨
- 規則190 説明を求めること
- 規則190A 原本の提出

### 第14部 審判請求

- 規則191 廃止
- 規則192 審判請求の期日及び手続
- 規則193 証拠
- 規則194 登録官への審決の写の送付

### 第15部 職務発明

#### 第1章 発明に関する論争

- 規則195 登録官への申請
- 規則196 相手側の当事者による答弁
- 規則197 証拠の受領の終了
- 規則198 意見に対する聴聞

#### 第2章 職務発明の登録

- 規則199 職務発明の登録簿

## 第16部 雑則

規則200 開始

規則201 特許代理人であった特許弁護士の登録

規則202 行為の連続性

規則202A 手続の継続性

規則203 出願及び明細書の様式における瑕疵の更正

規則204 外国で提出された明細書の提出

規則205 引用

## 第1部 総則

### 第1章 特許庁における一般手続

#### 規則1 定義

本規則において、

「ウェブサイト」とは、特許法第166A条に定義されたとおりである；

「提出ウェブサイト」とは、特許庁への電子提出がなされる特許庁のウェブサイトをいう；

「安全保障機関」とは、以下の何れかをいう：

- (1) 防衛省及び防衛省の附属部署；
- (2) イスラエル国防軍；
- (3) 首相府の部署及び附属部署であつて、その主たる活動が国家安全保障の分野に属するもの；
- (4) 公共機関における安全保障規制法、5758-1998の第20条に定義された防衛体制の組織であつて、(3)に記載された部署でなく、かつ、防衛大臣が特許登録官に通知したもの；
- (5) イスラエル警察、刑務及び証人保護当局；

「紙面提出」とは、手交による又は郵便局を通じて送付することによる書類の提出をいう；

「電子識別」とは、以下の何れかである電子的手段を使用する、高い検証レベルを有する識別をいう：

- (1) 少なくとも2の認証項目を有する多要素認証を含む電子的識別手段；この件について、「認証項目」とは、身元を確認することを目的とする一意の項目をいう；
- (2) 大臣によって承認された他の電子的個人識別手段であつて、それによる識別が(1)に記述された検証レベル以上の検証レベルにあるもの；そのような電子的識別手段の承認の通知は、大臣によって官報に公告されるものとし、また、電子的識別手段の一覧は、庁のウェブサイトに公表されるものとする；

「コンピュータ資料」とは、コンピュータ法、5755-1995に定義されたとおりである；

「出願の部分」とは、規則20(a)に詳述された以下の各々をいう：

- (1) 序文及び発明の説明；
- (2) クレーム；
- (3) 図面；
- (4) 遺伝子配列；

「電子提出様式」とは、提出ウェブサイト上での提出時に表示される特許庁への電子提出のために使用される電子様式をいう；

「証拠法」とは、証拠法[新版]、5731-1971をいう；

「電子証明書」 - (廃止)；

「宣誓供述書」とは、規則13の規定を遵守していることを条件として、以下の何れかをいう：

- (1) 証拠法第15条に従う宣誓供述書；
- (2) イスラエル国外で発行された宣誓供述書又はその内容の正確性に関する声明書であつて、その内容が権限を有するイスラエルの外交官若しくは領事代理人又は当該宣誓供述書若しくは声明書が発行された場所の法律に従ってそれを受領する権限を有する者の下で作成され、かつ、署名されたもの。

### 規則1A 副登録官及び審査官の権限

登録官が何らかの行為の権限を有すると本規則に記述されている場合、これは、特許法がその事項について登録官のみに権限授与していない限り、副登録官及び審査官を黙示的に含む。

### 規則2 来庁者の受入れ及び書類の閲覧

特許庁は、休日、祝日又は登録官によってウェブサイトを通じて発表された公衆の受入れを行わない日を除き、日曜日から木曜日まで午前8時30分から午後1時30分までの時間、公衆に開放され、また、その時間に、特許庁の業務にその時点で必要とされる書類を除く何れの書類も、本法又はその規則に従って閲覧することを許可される；この件について、「休日」とは、政府・法律手続法、5708-1948の第18A条に定義されたとおりであり、「祝日」とは、制定法に従う。

### 規則3 様式

(a) 如何なる申請又は通知も様式でもって提出されるものとする。特許法又は本規則が規定している場合、当該申請又は通知は、第1附則において規定されている様式のみを用いて提出されるものとする。

(b) (a)において言及されている様式が規定されていない場合、申請又は通知は、特許庁への書類の提出のために規定された様式によって、当該申請又は通知を提出する者の名称及びイスラエル国内における送達のための宛先を表示して、書面で提出されるものとする。

### 規則4 期間

特許法又は本規則が定める登録官による措置又は当該措置の結果として実施されることを指令若しくは許可する措置を行為に対応する実施期間の計算は、登録官の行為の通知が、当該行為を実施することを指令又は許可される当事者を宛先とした書状が指定された書類で送達宛先に郵送された日から起算する。また、当該通知が規則16(b)にいう電子メールによって送達された場合、メッセージが送達されなかったことが登録官の納得するまで立証されない限り、電子メールメッセージが送信された日から起算する。

### 規則5 期間の延長

(a) 規則5Aが適用されない特許法第164条に従う期間延長の請求は、書面で、その根拠を提示して、所定の手数料とともに、登録官へ提出されるものとする。

(b) 廃止

(c) 登録官は、申請を検討するものとし、また、その申請において主張されている事実の証拠を求めることができる。登録官は、申請を却下する場合には、その理由を記述した書面によって、自身の決定について申請人へ通知する。

(d) 登録官が申請を却下した場合、申請人は、登録官の決定が通知された日から10日以内に、登録官に対して聴聞を申請することができる。

(e) 廃止

(f) 廃止

### 規則5A 中間申請

(a) 中間申請は、本規則に別の形態で明示的に規定されていない限り又は登録官が特定の請求に関し

て別の形態で命令していない限り、書面で提出されるものとする；本規則において、「中間申請」とは、係争手続又は本規則の第12部に従う手続における請求であって、主たる救済の請求でなく、かつ、規則102に基づく明細書の訂正請求でないものをいう。

(b) 中間申請において、申請人は、以下を行わなければならない。

(1) 以下の詳細を記述すること：

(a) 手続の当事者の名称及び宛先並びに当事者が代理される場合には、その弁護士の名義及び宛先；

(b) 場合に応じて、手続の対象となる特許又は特許出願の番号；

(c) 申請において請求される救済を特定することができるような申請の名称；

(2) 自身の意見を、参考資料を含めて列挙すること；

(3) 申請の基礎として使用された事実を立証するための宣言を添付すること；宣言が申請を提出時に添付されなかった場合、宣言は、登録官の許可を得ない限り、申請に添付できない。

(c) 中間申請が提出された場合、申請人は、申請の写を当該事項に関係する当事者へ提供するものとする。

(d) 応答者は、中間申請に対して、それが送達された日から20日以内又は登録官によって指示された他の期限内に応答することができる；(a)及び(b)の規定は、当該応答に適用されるものとし、かつ、応答者は、答弁書の写を当該事項に関係する当事者へ提供するものとする。

(e) 申請人は、応答者の答弁書に対して、10日以内又は登録官によって命令された他の期間内に応答することができる；かつ、(c)及び(d)の規定は、当該答弁に準用される。

(f) 申請人又は応答者の更なる答弁書は、登録官の許可を得ている場合を除き、提出されてはならない。

(g) 聴聞の期日の変更請求、期日の延長請求又は議事録の訂正請求を構成する中間申請は、申請人が申請を提出する前に行った照会に応じて申請人へ提供された当該請求に関する手続の他の当事者らの見解を含まなければならない；当該手続の他の当事者らの見解が含まれていない場合、その理由が提示されなければならない。

(h) 登録官は、(d)から(f)までに基づく申請書及び答弁書のみに基づいて又は必要とみなす場合には、宣言者及びその宣誓供述書を調査した後に、中間申請に関する決定を下す権限を有する。

(i) 中間申請が拒絶され、かつ、手続の当事者が同一の申請又は類似の申請を再提出する場合、当該当事者は、現在の申請に、先の申請の詳細を表示する。

## 第2章 手数料

### 規則6 手数料の納付義務

登録官は、第2附則において特定されている申請又は手続が、当該附則に定める手数料が納付されていない場合、前記の特定された行為を実施してはならない。ただし、別の形態で明示的に規定されていない限り、手数料又はその一部の未納は、申請、手続又は行為を遡及して無効とはしない。

### 規則6A 指数付

(a) 第2附則に定められた手数料の額は、基準指数に対する新指数における変化率に従う、各年の1月1日付けの変更(以下「変更日」という)に従うことを条件とするものとする。

本適用のうえで、

指数とは、中央統計局によって公開される消費者物価指数；

新指数とは、変更日の前の11月に公開される指数；

基準指数とは、前回の変更日の前の11月に公開される指数。

(b) (a)に従う変化率に従うことを条件とする額は、以下のとおり、四捨五入される。

(1) 10 NIS よりも高額な場合、その額は最も近い整数のシェケルに四捨五入され、半シェケルは切り上げられるものとする；

(2) 10 NIS 未満の場合、その額は最も近い10アグロット単位で四捨五入される。

(c) 法務省の局長は、本規則にしたがって第2附則の改訂版を官報に公告するものとする。

#### **規則7 手数料を誰が、いつ、納付するか？**

(a) 別の形態で規定されている場合を除き、登録官へ申請を提出し、又は登録官に対して手続きを行い、若しくは手数料納付の指令を請求する者は、当該申請を提出し、当該手続きを行い、又は当該請求した後、速やかに当該手数料を納付する。

(b) 廃止

#### **規則8 納付の様式**

(a) 本規則に従う手数料は、郵便貯金銀行又は政府の納付サーバに、この目的のために指定された特許庁の口座に入金することによって納付される；納付の確認証は、手数料が納付されたという事実に関する通知とともに登録官へ提出されなければならないが、規則11Aに従って提出する場合には、納付の確認証を提出する必要はない。

(b) 2以上の事項について手数料を納付した者は、(a)に従う通知において手数料が納付された事項を特定しなければならない。

(c) 第2附則に掲げる手数料の納付日は、(a)に基づき特許庁が納付確認証の提出することを通知する場合、その通知日とする。

#### **規則9 裁定された負債として取り扱われる未納手数料**

納付されていない手数料又は手数料の差分は、当該納付の責務を負う者に対する裁定された負債として取り扱われ、かつ、登録官による負債に係る通知に基づく判事又は裁判所の登録官によってなされた命令に基づいて、執行局によって徴収される。

前記命令は、納付の責務を負う者又は判事若しくは裁判所の登録官が召喚するのに適しているとみなすその他の者に、聴聞の機会が与えられるまでなされてはならないものとする。

#### **規則10 誤納付手数料の還付**

登録官による行為を行うため又は何らかの事項の有効化のために納付された手数料は、当該行為を行わないこと又は当該事項を有効化しないことの申請が納付日から1月以内に提出された場合であつて、かつ、当該納付が事実誤認によってなされたことについて登録官又は副登録官の納得に至るまで立証され、特許庁における当該申請の受領時点において、手数料が納付された対象の行為を登録官がいまだ行っておらず、又は登録官が当該有効化を登録簿へいまだ登録していない場合には、払い戻されるものとする。

## 第2部 登録手続

### 第1章 書類

#### 規則10A 書類の提出

(a) 特許庁へ提出される請求、通知又はその他の書類及びそれらの写は、(b)に従うことを条件として、規則11に記述されたとおりに紙面で又は規則11Aから規則11Dまでに記述されたとおりに提出サイト上で提出しなければならない。

(b) (a)の規定に拘らず、下記に掲げる者の何れかである者は、出願、通知及び書類を提出サイト上でのみ提出しなければならない：

- (1) 安全保障機関を除く、法人である申請人；
- (2) 法律に従ってライセンス付与された専門家であって、その職業又はライセンスの範囲内で提出を行う者。ただし、当該専門家がその提出の目的のために安全保障機関を代表する場合を除く。

#### 規則11 書類の様式

(a) 特許庁へ紙面で提出される申請、通知又はその他の書類及びその写は、以下のとおりとす。

- (1) インク又は濃く褪色性のない顔料で印刷されなければならない；
- (2) A4サイズの白紙(幅 - 21cm, 高さ - 29.7cm)に記載されていないなければならない；
- (3) 各紙面の頂部に少なくとも5cm、ヘブライ語又はアラビア語で記載された紙面の右側及び英語で記載された紙面の左側に3cmから4cmまで、並びに各行の末尾に少なくとも3cmの余白を有さなければならない；
- (4) 紙面の片側のみに印刷されなければならない；
- (5) 2枚以上の紙面を含む場合、番号が付されなければならない；
- (6) 特許庁へ最初に提出される際の明細書及び添付書類を除き、書類の各紙面の頂部に、当該書類が言及する特許番号又は特許出願番号の表示を含まなければならない。かつ、その主題が、当該書類の最初の紙面の上部中央に表示されなければならない；
- (7) 1の事項のみに関連するものでなければならない；
- (8) 各紙面の頂部に、それが前に提出された書類の差替であるか否かが表示されなければならない。

(b) 規則46及び規則150に従う手続並びに本規則の第12章に従う手続において、係争手続中の紙面での申請、通知又は書類の提出とともに、(c)の規定に従って、当該書類の写がデジタル保存装置でも提出されなければならない。

(c) 本規則に従う紙面提出に伴うデジタル保存装置での特許出願を除き、願書、通知及びその他の書類を提出する場合、

- (1) デジタル保存装置での提出に関する登録官の指示は、特許法第11条(a)に従うその権限によって準用される；
- (2) 前述の通知、出願又は書類の提出日は、紙面での提出日又は装置での提出日の何れか遅い方とみなされる；
- (3) (a) (4)の規定は、紙面で提出される出願、通知又は書類には適用されない。

(d) 出願、通知又は書類を紙面で提出する当事者は、それらをファクシミリによって提出することができる；そのような提出については、(a) (1)から(4)まで及び(b)は適用されない。

(e) 図面、宣誓供述書又はイスラエルの当局の何れか若しくは外国の当局によって発行された公的書

類である書類の紙面提出においては、(a)は適用されない。

#### 規則11A 提出サイトを通じた書類の提出

(a) 提出サイトを通じて提出される特許登録出願は、電子提出様式を使用して登録官へ提出されなければならない。かつ、出願の各部分を含むファイルが、必要に応じて、当該出願に添付されなければならない。

(b) 登録官へ提出される又は登録官への提出が許可される出願、通知又はその他の書類は、提出サイトを通じて提出することができる。

(c) 本規則に従って提出サイトを通じて提出される出願、通知及びその他の書類について、デジタル保存装置での提出に関する登録官の指示は、特許法第11条(a)に従うその権限によって準用される。

(d) 提出サイト上で提出される書類において、書類の内部又は外部の情報へのハイパーリンクが存在してはならないが、提出者は、必要があれば、目次から書類の本体の関連する節への参照の目的のため、又は存在する場合には書類のテキスト中で書類の本体の関連する節への参照の目的のために、書類にハイパーリンクを含めることができる。

(e) 提出サイトを通じて提出され、テキスト情報を含む書類は、当該書類が記載された言語でのテキスト検索を実施することができるソフトウェア、例えば、テキストPDF(ポータブル・ドキュメント・フォーマット)ファイルを作成するために使用されるソフトウェアを使用して作成されるものとする；非テキスト情報のみを含む書類は、非テキストPDFフォーマットで提出することもできる。

#### 規則11B 識別要件

(a) 規則11A(b)に記述されたとおりに提出される出願、通知又はその他の書類の提出者は、電子識別を通じて身元を特定しなければならない。

(b) (a)の規定は、以下の何れかである出願、通知又は書類を提出する者には適用されない：

- (1) 特許法第6条に従う通知；
- (2) 出願人以外の者によって特許法第18条(b)(3)に基づき提出される書類；
- (3) 出願人以外の者によって特許法第19A条(c)に基づき提出される迅速審査の請求；
- (4) 特許法第64F条に従う延長命令又はその有効期間に対する異議申立通知；
- (5) 特許法第64K条に従う延長命令の取消又はその有効期間の変更の申請；
- (6) 特許法第73条(c)に従う特許の削除又は取消に対する異議申立；
- (7) 出願人でない又は特許所有者でない者によって特許法第170条(a)に従って提出される訂正申請；
- (8) 特許法第170条(c)に従う訂正の申請に対する異議申立；
- (9) 規則57に従う異議申立通知；
- (10) 規則78に従う発明者の名称を表示することの請求；
- (11) 規則81に従う発明者の名称を表示することの請求に対する異議申立通知；
- (12) 規則92に従う回復に対する異議申立通知；
- (13) 規則98に従う明細書の訂正に対する異議申立通知；
- (14) 特許所有者でない者によって提出される規則103に従う特許取消申請；
- (15) 規則117に従う強制的ライセンスの申請；
- (16) 規則119に従う強制的ライセンスの申請手続への参加の通知；
- (17) 規則172に従う補償・ロイヤルティ委員会による決定の請求；

- (18) 規則174に従う補償・ロイヤルティ委員会による決定の請求に対する答弁書；
- (19) 手続において申請人でない又は応答者でない者によって提出される規則187に従う手続への参加の申請；
- (20) 規則195に従う職務発明の問題についての登録官の決定の請求；
- (21) 職務発明の問題についての登録官の決定の請求に対する規則196に従う答弁書；
- (22) 規則136(a1)に記述された指導者からの証明書を除く，特許法第9章又は本規則の第10章の規定に従って提出される申請，通知又はその他の書類；
- (23) 追加書類を伴わない手数料の納付。

#### 規則11C 書類の受領

- (a) 提出サイトを通じて申請，通知又はその他の書類を提出する場合，それらは，提出者が提出時にこの目的のために提供した電子メールアドレスへ特許庁が送付する受領通知に従って提出サイト上で受領された時点において提出されたとみなされる；前述の申請，通知又はその他の書類の受領が拒絶された場合，特許庁は，拒絶の理由を記述した拒絶通知を当該電子メールアドレスへ送付する。
- (b) 提出サイトを通じて書類を提出する場合，当該書類は，技術的レベルでの受理審査に合格していない限り，受理されず，かつ，提出されたとみなされない；受理審査に合格しなかった書類は，提出されないものとする。
- (c) 提出サイトを通じて提出される出願であって，出願人の名称を特定していないもの，出願手数料が納付されていないもの又は発明の説明である出願の部分が添付されていないものは，提出サイト上で受理されず，かつ，規則11C (a)に記述されたこれに関する通知も送付されないが，これらの項目が不足している旨の自動表示が提出サイトに表示される。

#### 規則11D 不具合の場合の提出

- (a) 提出サイト上で不具合が予想される又は発生した場合，登録官は，不具合の開始日及び分かっている場合には終了日を記述したウェブサイト上での通知を公表するものとする。不具合の終了日が前述の通知の公表時に不明であった場合又は不具合の開始若しくは終了日が変更された場合，登録官は，場合に応じて，不具合の終了日又は更新された日付を記述したウェブサイト上での追加通知(以下「追加通知」という)を公表する。
- (b) 登録官がそのような通知(追加通知を含む)を公表した場合，以下の指示が申請，通知又は書類(本条規則において，「書類」という)を提出する者に適用される：
  - (1) 書類を提出するための期限(以下「期限」という)前に終了する不具合に関して，規則10A (b)の記述に拘らず，提出者は，通知による不具合の開始日から，不具合の実際の終了日後の2就業日又は不具合の終了に関する通知若しくは追加通知の公表日後の2就業日の何れか遅い方まで，当該書類を規則11に記述されたとおりに紙面での提出として提出することができる；
  - (2) 期限に発生した不具合に関して，規則10A (b)の規定に拘らず，提出者は，書類を規則11に記述されたとおりに紙面での提出として又は提出サイト上で期限後2就業日までに提出することができ，かつ，当該書類は，期限までに提出されたとみなされる。また，提出者は，当該提出について第2附則の項目9に記述された延長手数料を課せられない。
- (c) 追加通知は，先の通知に基づいて(b)に従ってなされた提出の有効性に影響を及ぼさない。
- (d) 提出サイト上で提出ができず，かつ，特許庁が不具合の通知を公表しなかったことによって，又は提出サイト上での提出可能性を妨げ，かつ，同日中に修復できない提出者のコンピュータの障害に

よって、書類を提出サイト上で期限までに提出することができない場合、当該書類の提出は、(b)(2)に従うことを条件とする。ただし、提出の試み及び適時に提出できなくなった事情を詳述した宣言書が提出される書類に添付されることを条件とする。

## 規則12 廃止

### 規則13 宣言書

(a) 廃止

(b) 廃止

(c) 宣言書は、一人称で作成され、項分けされ、かつ、宣言者が自身の知識に従って立証できる事実又は宣言者がその理由を記述している場合には、さらに宣言者の信ずる限りによる事実のみを含まなければならない。

(d) 廃止

## 規則14 廃止

### 規則15 係争手続における書類の提出

(a) 別の形態で規定されている場合を除き、係争手続の当事者の1が通知、申請、応答、意見書、証拠又はその手続の目的のための書類を登録官へ提出でき、又は提出しなければならないときには、書類を提出する当事者は当該書類の登録官への提出時点において、当該手続の当事者であるその他の者へ、書類の2部の写を送付する。

(a1) 係争手続の当事者であって、当該手続における最初の書類を除き、特許庁へ提出した書類の写を(a)に記述されたとおりに当該手続の他の当事者へ送達する者は、提供された場合は当該写を規則16(b)に基づいて提供された電子メールアドレスへ送付することができる；書類を提出する当事者が書類の写を上記のとおりにより電子メールによって送付した場合、当該当事者は、送達時から24時間以内に、当該書類の写を電子メールによって送付した旨及び当該書類が登録官へ提出された旨を電話によって受領者に通知しなければならないが、かつ、当該書類の詳細、発信時間及び通知を受けた者の名称を含む電話メッセージの記録を作成しなければならないが、他の当事者が当該書類の受領を折り返しの電子メールによって確認した場合、提出当事者は、記述されたとおりに電話によって通知する義務を負わない。

(a2) 係争手続の当事者であって、当該手続における最初の書類を除き、特許庁へ提出した書類の写を(a)に記述されたとおりに当該手続の他の当事者へ送達する者は、提供された場合は当該写を規則16(a)に基づいて提供されたファクシミリ番号へ送付することができる；書類を提出する当事者が書類の写を上記のとおりによりファクシミリによって送付した場合、当該当事者は、送達時から24時間以内に、当該書類の写をファクシミリによって送付した旨及び当該書類が登録官へ提出された旨を電話によって受領者に通知しなければならないが、かつ、当該書類の詳細、発信時間及びメッセージを受けた者の名称を含む電話メッセージの記録を作成する。

(a3) 係争手続の当事者であって、書類を提出ウェブサイトを通じて、ファクシミリによって又は手交によって特許庁へ提出した者は、当該書類を(a1)に記述されたとおりに電子メールによって、(a2)に記述されたとおりにファクシミリによって又は手交によって当該手続の他の当事者へ送達しなければならない。

(a4) 金曜日、祝日、土曜日又は午後5時より後に(a1)又は(a2)に従って送達された書類の写は、翌平日に送達されたとみなされる。

(b) 登録官は、如何なる時点でも、(a)に従って書類を手続の他の当事者へ送達することを指令された当事者に対して、送達証明書又は前述の書類が真に送達されたと自身の見解で納得に至る、その他の証拠を登録官へ提出することを求めることができる。

(c) ある者が特許庁へ書類を送達したが、当該者の相手方に対して、(a)に基づいて当該相手方に送付する義務のある書類の写を送付しなかった場合、特許庁へ提出された書類は、その写が相手方に送付されていない限り、送付されていないとみなされる。相手方への送付は、適正に宛先が記載された書状及び郵便料金支払による郵便局への送付を含む。本項は、特許法第30条、第61条、第64F条、第73条(c)及び第170条(c)により提出された異議申立に関する通知に関しては適用されない。

(d) (a)が適用される書類を特許庁へ提出し、かつ、そのような書類が、一見したところ方式不備であり、又は、所定の手数料が添えられていない場合、登録官は、その旨の通知を、当該書類が特許庁へ送付された後できる限り速やかに、訴訟当事者らへ提示するものとし、かつ、当該書類は、瑕疵が是正されていない、又は手数料が納付されていない限り、送付されてはいないとみなされる。

#### 規則16 書類の送達宛先

(a) 書類を提出する当事者は、同一の事項についての書類を特許庁へ先に提出していない場合を含め、書類の送達のためのイスラエル国内における宛先を指定しなければならず、当該宛先は、都市名、通りの名称、家屋番号及び郵便番号を含み、その宛先の電話及びファクシミリ番号又は私書箱の番号(存在する場合)を含む；通りの名称又は家屋番号がない場合、他の識別手段とする。

(b) (a)に記述された宛先に加えて、書類の提出者は、登録証及びその認証謄本を除き、特許庁からの書類を電子メールによって、及び規則15(a1)に従う係争手続の一部として書類を受領することを望む場合、電子メールアドレスを提供することもできる；前述された電子メールによる書類の受領には、提出者の明示の同意を必要とし、また、そのような明白な同意が提示された場合、当該同意は、その提出者へ送付されるすべての書類について有効となる。

(c) (b)の規定に拘らず、特許庁は、出願の明細書及び添付図面の認証謄本を、特許出願人が紙面で受領することを請求した場合には、紙面で送付する。

(d) (a)に記述された宛先は、特許法又は本規則に従って書類を受領者へ送達する義務又は許可の目的のための宛先とみなされるものとするが、(b)に従って電子メールアドレスが提供された場合、特許庁及び係争手続の当事者は、場合に応じて、(b)及び規則15(a1)の規定に従うことを条件として、書類を当該電子メールアドレスを通じて受領者へ送達することができる。

(e) (b)に記述されたとおりに電子メールによって特許庁から送付された通知は、反証がない限り、認められた規則に従って較正された特許庁のコンピュータシステムにおける内部時計に示される送信日時に、受領者へ送達されたとみなされる。

(f) 規則17に従って権限移譲を行った場合、権限受諾者の宛先は、権限授与が有効である限り、また、権限授与者又は権限受諾者が別途、特許庁に通知していない限り、書類を権限授与者へ送達するための宛先とみなされる；本条規則の規定は、権限受諾者の宛先又は提供された他の宛先にも適用されるものとし、かつ、権限受諾者は、申請人が権限受諾者によって代理されるすべての特許出願及び手続に関する(b)に記述された電子メールアドレスに関して通知することができる。

## 規則17 権限委譲

(a) 特許法又は本規則に基づいて行為の実施が指令又は許可される場合、当該実施者は、特許庁に送付した書面による委任状によって、当該行為の実施を代理する資格を有する特許弁護士又は弁護士に権限を授与することができる。

(b) 2名以上の権限受諾者は、パートナーである、又は同じ事業所で共に業務を行う数名の権限受諾者が共に権限授与されていない限り、同一の事項に関して権限が授与されないものとする；しかしながら、2名以上の権限受諾者に対して、自身の名称で出頭し、かつ、主張する権限を授与することができる。

(c) 複数の権限受諾者が(b)の規定に基づいて権限授与され、かつ、パートナーシップが後日に解消され、又は当該権限受諾者が共に業務を行うことをやめる場合には、権限授与者又は権限受諾者によって別途通知されていない限り、共に業務を行うことを辞める前に、自身の宛先が複数名の権限受諾者の宛先として指定された権限受諾者は、権限を授与されているとみなされる。

## 規則18 権限受諾者の差替

(a) 登録官に対する手続において、権限受諾者を代理人として用いる者は、登録官への通知によって当該権限受諾者を差し替え又は除外することができる；そのようなことが行われぬ限り、以前の権限受諾者は、権限受諾者が権限授与されていることに関して、申請の聴聞の最終結末又は手続の完了まで、その者の権限受諾者とみなされる。前述した方法で差し替えられない限り、権限受諾者は、登録官の許可を得ている場合を除き、事項又はその一部の取扱から撤退してはならない。

(b) 登録官は、権限受諾者へ委任状が付与されてから10年が経過した場合であって、その委任状を認可することを拒否するのに合理的な原因を見いだしているときには、当該拒否を行うことができる。

(c) 本規則の規定は、本法又は本規則に基づく他の者に対する手続にも適用され、また、登録官に与えられた権限は当該他の者に又は数名に対する手続では、議長に属する。

## 第2章 出願及び明細書

### 規則19 出願

(a) 追加特許出願を含む紙面で提出される特許出願は、第1附則における様式番号2(以下「出願様式」という)により特許庁へ提出され、かつ、規則20に記述された明細書の写1部及び必要に応じて、第2附則における項目1から3までに詳述された出願手数料を含む；さらに、出願の写が、特許法第11条に記述されたとおりにデジタル保存装置で特許庁へ提出される。

(b) 廃止

(c) 規則11A(a)に記述されたとおりに提出サイトを通じて提出される特許出願は、規則20に記述された明細書及び必要に応じて、第2附則における項目1から3までに詳述された出願手数料を含むものとする；特許出願が提出サイト上で提出された場合、出願の写を特許法第11条に記述されたとおりにデジタル保存装置に提出したとみなされる。

### 規則20 明細書の作成

(a) 明細書は、以下の項目を、列挙された順序で含む：

(1) 発明の目的を説明する序文及び発明がなされた技術分野において、当該発明からみて出願人に

とっては既知である限りの先行技術水準に関する簡潔な説明；

(2) 発明を理解するために必要なときには図面、実施例又は遺伝子配列の参照を伴う発明についての説明。出願人が、特許法第12条(b)に基づく寄託機関における生物学的材料の寄託に言及することを選択する場合には、その言及は、(a1)に従って行われること；

(3) 発明を簡潔に、かつ、明瞭に定義づけるクレーム。

(a1) (a) (2)に基づく言及は、以下に特定された方法で行われる：

(1) 特許出願を提出する際、寄託がなされた日付に加えて、寄託機関及び寄託番号が、発明に関する説明に注記される。生物学的材料の受託を証明する寄託機関からの証明書(本規則においては「受託証」)は、世界知的所有権機関(WIPO)のウェブサイトに公表されているブダペスト条約の規則に従って、出願に添付されること。

(2) 必要に応じて、出願人又は特許権者は、新たな寄託番号を特許庁へ通知し、かつ、先に寄託された生物学的材料に存続する(ブダペスト条約の第4条に言及されているような)新たな寄託の場合に付与される日付から3月以内に、受託証を添付する。特許法第22条、第29条及び第65条に基づく規定は、必要に応じて、出願又は特許の訂正に適用されること。

(b) 最初の紙面は、番号が付されず、その中央に、ヘブライ語での発明の名称をその英語翻訳文を伴って示すタイトル頁とすること。明細書のその他の紙面は、書類に関する規則11によって規定されている様式を有すること。

## 規則21 図面

(a) 廃止

(b) 廃止

(c) 紙面には番号が付されなければならない、また、各紙面は、その余白に、紙面の総頁数及び各紙面の番号を表示しなければならない。

(d) 廃止

(e) 以下の規則は、図面に適用される：

(1) すべての部分は、消えない線で作成されなければならない；

(2) 断面には、参照記号及び引出線の明瞭な解釈を妨げない斜線が付されなければならない；

(3) その縮尺は、図面の複雑程度に応じたものでなければならない；

(4) 複数の図面は、相互に明瞭に分離され、できる限り少ない枚数の紙面で作成され、かつ、紙面の番号とは別に連続的に番号が付されなければならない；

(5) 図面の各詳細は、適正な理解のために必要な限り、明細書に使用されている参照記号に対応する参照記号によって、各場所にマーク付けされなければならない；

(6) 図面に表示されるすべての数字、文字及び参照記号は、単純かつ明瞭なものでなければならない、また、文字及び数字の高さは、少なくとも0.32cmでなければならない；

(7) 図面は、「水」、「蒸気」、「縦断面b-a」、「開放」、「閉鎖」などの文言以外の説明を含んではならない；電気装置を説明するブロック図又は工程のフロー図を使用する場合、十分な注釈を組み合わせて文言を説明することができ、かつ、当該注釈は、明細書が作成されたのと同じの言語で作成されなければならない。

## 規則22 明細書の補正

(a) 出願人が、自発的に又は明細書における瑕疵に拘わる通知の結果として、明細書を補正すること

を望む場合、同出願人は、規則11に記述されたとおりに、補正を行った新たな明細書の頁を提出しなければならない；また、補正が挿入され、明瞭にマーク付けされた出願の部分の完全な写が、規則11(c)に記述されたとおりに、デジタル保存装置で特許庁へ提出されなければならない。

(a) (a)に記述されたとおりに提出する代わりに、出願人は、補正が挿入され、明瞭にマーク付けされた出願の部分の完全な写を、規則11Aから規則11Dまでに記述されたとおりに、提出サイトを通じて提出することができる。

(a2) (a)及び(a1)の規定に加えて、登録官は、出願人に対して、補正が挿入され、明瞭にマーク付けされた新たな明細書の頁又は補正がなされた出願の部分の完全な明瞭な写の提出を指令することができる。

(b) 請求された補正が特許法第20条に従う瑕疵の通知に応答する場合、出願人は、前述したように通知された瑕疵及び補正によって当該瑕疵を排除しようとすることを特定しなければならない；特許クレームにおける補正が請求された場合、出願人は、補正が如何にして特許法第13条の条件を満たすかを特定しなければならない。

(c) 登録官が、特許法第23条に従って、提出された補正に関する日付を定めた場合、その日付は、補正を含む節の余白において詳細に特定されなければならない。

### 第3章 優先権主張

#### 規則23 優先権の申請

(a) 特許法第10条に従う優先権主張は、出願様式又は電子提出様式で行う。

(b) 特許庁へ既に提出された出願における優先権主張又は追加の優先権主張は、出願様式又は電子提出様式の補正請求によって行う。

#### 規則24 国外で提出された明細書の提出

(a) 優先権を主張する者は、特許法第10条(a)(3)に言及されている、優先権主張の基礎となる外国出願において提出された明細書及びその明細書に付属する図面の認証謄本を、出願の提出後から12月以内に提出されるものとする。

(b) 特許法第19A条に基づく優先審査の申請が、(a)に記述された期間の満了前に提出される場合、記述された明細書の謄本は当該申請とともに提出されるものとする。

#### 規則25 外国明細書の翻訳文

公用語又は英語でない言語による明細書に基づいて優先権を主張する者は、登録官が指令した日から3月以内に、登録官が納得する公用語又は英語への翻訳文を提出しなければならない。

#### 規則26 発明の実質的同一性

(a) 出願人は、登録官が指令した日から3月以内に、外国出願において記載された発明と、イスラエル国内で特許出願されている発明が、実質的に同一であることを示すものとする。

(b) 優先権主張が、特許法第10条(b)に想定されている、2以上の外国出願に基づいており、かつ、登録官が(a)に基づく権限を行使するとき、出願人は、明細書のそれぞれの節の余白において、それらの節の基礎となる外国出願の日付を表示するものとする。

#### 規則27 優先権主張されている特許出願の分割

出願人が、優先権主張されている出願を分割することを望む場合、規則24及び26は、その分割の結果として生じるあらゆる出願に適用されるものとする；ただし、当該出願とともに、特許法第10条(a)(3)に言及されている明細書の写を提出する必要はない；むしろ、当該出願において、明細書の写が規則24に基づいて提出された分割された出願の番号を表示し、かつ、その写において、分割の結果として生じる出願によって特許が求められる発明の部分を記載している節を表示すれば十分なものとする。

#### 規則28 出願公開後の優先権主張

優先権が特許法第16条に基づく出願の公開後に主張され、かつ、その主張が承認された場合、主張の事実は改めて公開される。

### 第4章 提出された出願及び提出の事実の公開に関する取扱い

#### 規則29 提出の証明書

- (a) 出願提出の証明書は、出願人に提供される。当該出願番号及び日付は、当該証明書に注記される。
- (b) 廃止

#### 規則30 方式不備の出願

- (a) 特許法第15条に基づく瑕疵が認められる出願が提出された場合、特許庁は、その瑕疵について出願人へ通知し、かつ、規則29に基づく提出の証明書を同出願人へ付与しない。
- (b) 出願人は、特許庁によって通知された日付から3月以内に、(a)に従って通知された瑕疵を補正することができる；出願人が言及されたとおりに瑕疵を補正せず、かつ、出願が紙面で提出された場合、出願様式及びそれに添付された書類は、出願人へ差し戻される；しかしながら、出願人が宛先を特定せず、又は特定した宛先が不正であることによって、当該出願様式及び書類を出願人へ差し戻すことができない場合、当該出願は、特許庁に1年間保管され、その後、廃棄される；出願が提出サイト上で提出された場合、当該出願は、特許庁に1年間保管されるものとし、その後、登録官は、当該出願を削除することができる。
- (c) 出願人が(a)に従って通知された瑕疵を補正した場合、登録官は、規則29に定められた方法で提出を承認し、かつ、特許法第15条に記述されたとおりに出願日を定める。

#### 規則31 出願における様式の瑕疵

- (a) 出願が提出され、かつ、以下の方法の1で瑕疵が認められた場合：
  - (1) 出願が、出願様式若しくは電子提出様式で提出されていない又はその様式が求められているとおり完全には充足されていないこと；
  - (2) 明細書において言及されている図面が、提出されていないこと；
  - (3) 廃止
  - (4) 提出された明細書及び図面が、本規則に定められている書類及び図面の様式に関する規定を遵守していないこと；

- (5) 明細書に記載されている発明が、クレームに定義されていないこと；
- (6) 出願が、権限を付与されていると主張する者によって提出されているが、その者への権限委譲が、規則17(a)に規定されているとおりに、特許庁に通知されていないこと；
- (7) 廃止；
- (8) 特許法又は本規則に従って求められる場合、出願の写が、特許法第11条に記述されたとおりにデジタル保存装置で提出されていないこと；
- (9) 第2附則の項目2及び3に従って求められる手数料が納付されていないこと；
- (10) 第2附則の項目1に従って減額された手数料が納付され、かつ、出願人がそのような減額を受ける権利を有していなかったこと；

登録官は、規則29に従う提出証明書の発行後できる限り速やかに、認められた瑕疵について出願人に通知する。

(b) 出願人は、(a)に基づく登録官の通知の日付から3月以内に、通知された瑕疵を補正することを指令することができ、かつ、その補正とともに所定の手数を同封すること。

(c) 出願人が前述したように通知された瑕疵を補正しない場合、同出願人は、特許法第20条に基づいて通知された瑕疵を補正しなかった者であるとみなす。

### 規則32 提出の事実の公開

(a) 登録官は、以下の場合、特許法第16条に記載されているとおりに、規則149Aに基づくウェブサイト(以下「ウェブサイト」という)に、出願の提出の事実について公開する。

- (1) 廃止；
- (2) 第16条に基づく公開に必要なすべての詳細が、提出されている場合；
- (3) 出願人によって発明に付与された名称が、当該発明を特定することを可能にすることについて、登録官が納得に至る場合；
- (4) 名称の英語への翻訳文が、登録官の納得に至るまで提供されている場合。

(b) 出願及び明細書が、第16条に基づく公開のために必要な詳細の何れも含んでいない場合、登録官はその旨について出願人へ通知し、また、当該出願人は、その通知の日付から3月以内に、当該詳細を提供すること。当該通知は、特許法第20条に基づく瑕疵の通知の効果を有するものとする。

### 規則33 出願の分類

(a) 出願は、特許庁への提出後できる限り速やかに、特許庁によって採用されている分類に従って分類される。

(b) 明細書が発明を分類する上で十分に明瞭でないという見解を登録官が有している場合、登録官は、出願人に対して、発明の特定のための更なる詳細を提供するよう指令することができ、また、出願人は、その指令日から3月以内に、そのような更なる詳細を提供するものとする。

(c) (b)に言及されている指令は、出願が、更なる詳細が指令されている事項に関して、当該技術分野に属する者が発明を実施できるような態様では当該発明を記載していないとする通知の効力を有する。

## 第3部 出願の受理

### 第1章 出願の審査

#### 規則34 出願審査の順序

- (a) 出願は、特許庁によって採用されている分類を考慮して、提出された順序で、審査される。
- (b) (a)の規定に拘らず、分割の結果として生じる出願は、分割された出願とともに審査される。

#### 規則35 審査日の優先

- (a) 審査日の優先のための申請は、規定されている場合には所定の手数料を添えて、特許法第19A条に従って提出されるものとする。
- (b) 廃止
- (c) 廃止
- (d) 廃止

#### 規則35A 国際調査報告書の様式における報告

特許法第17条(a2)に基づいて、国際調査報告書の様式において報告を作成するための申請には、所定の手数料が添えられるものとする。

#### 規則36 依拠される資料についての請求

次の規則は、特許法第18条(a)(2)に基づく指令に適用される：

- (1) 出願が審査される日のほぼ4月前に、登録官は、出願人に対して、以下の詳細を求める通知を送付する：
  - (a) 出願人又は発明の所有権における出願人の前権利者が、出願の主題である当該発明の保護について出願した国；
  - (b) 出願が審査された国において、当該国の特許審査部門によって依拠された資料；
  - (c) 出願人に通知されており、かつ、発明に直接に関連する、出願の日付前に公表された刊行物の一覧。
- (2) 出願人は、指令日から4月以内に指令に応答しなければならないが、また、応答書に、出願人又はその所有権における前権利者が、自身が提出した出願に関する疑義に回答して同庁に提出した書類を添付することができる；これらの書類が公用語又は英語でない言語で記載されている場合、登録官は、その公用語又は英語への翻訳文を求めることができる；
- (3) (2)に基づく出願人の応答書が、公衆への販売のために発行されていない、特許明細書、意匠、実用意匠又はその他の書類である資料について記述している場合、登録官は、当該資料が特許庁に所有されていないときには、その写を求めることができる。
- (4) 出願人が(2)に規定されている期日までに指令に対して応答しなかった場合、同出願人は、特許法第20条に基づいて通知された瑕疵を解消しなかったかのようにみなされるものとする。

#### 規則37 瑕疵を理由とする審査の延期

登録官は、審査段階の一部の実施を、補正され、又は再記載され、若しくは再起草された明細書が提出される日まで延期できるが、それは、明細書における瑕疵が審査の完了を不可能とすることについて

て、同登録官が納得に至る場合に限る。

#### 規則38 先願の存在を理由とする登録官による審査の延期

- (a) 特許法第19条に基づいて、先願の公開後まで、後願の審査が延期されるべきであることを登録官が指示した場合、当該登録官は、その旨について、後願の出願人へ先願の番号を示して通知する。
- (b) 後願の出願人は、(a)に基づく通知の日付から1月以内に、出願の審査が先願の存在に拘らず続行されることを請求することができ、また、登録官は、当該請求に応じることが適切であると考えられる場合には、審査を続行する。
- (c) 登録官が(b)に基づいて請求に応じる場合、後願の出願人は、出願の受理後直ちに、その受理について先願の出願人へ通知し、かつ、その通知の写を登録官へ送付する。

#### 規則39 出願人の請求による審査の延期

- (a) 後願の審査が、特許法第19条に基づいて、先願の公開後まで延期されるべきであることを指示することについて、登録官が適切であると考えていない場合、当該登録官は、出願人へ先願及びその番号を通知し、かつ、出願が先願の公開前に審査されるべきであることを通知する。
- (b) 後願の出願人は、(a)に基づく通知の日付から1月以内に、出願が、必要に応じて、特許法第16A条又は第26条に準拠して、先願の公開後においてのみ審査されるべきであることを請求することができる。

#### 規則40 先願の公開に関する通知

後願の審査が規則38又は規則39に基づいて延期された場合、登録官は、後願の出願人へ、先願の公開後できる限り速やかに当該公開について通知する。

### 第2章 出願及び明細書における瑕疵並びにその瑕疵の補正

#### 規則41 瑕疵についての通知

特許法第20条に基づく瑕疵についての通知は、書面によるものとし、かつ、以下を記載する：

- (1) 発明が特許法第3条に基づいて特許性がないものと認められる場合、その非特許性の理由；
- (2) 特許法第7条が適用されると認められる場合、発明に関する特許が付与されるべきでない旨の結論を認めるものについての言及；
- (3) 発明が特許法第4条の意味において新規ではないと認められる場合、発明の新規性を否定にするものについての言及；
- (4) 発明が特許法第5条の意味における進歩性を包含しないことが認められる場合、この結論を認めるものについての言及及び当該結論に至る方法；
- (5) 特許法第9条によって想定されるとおりに同一発明に関する特許又は先願が存在すると認められる場合、そのような当該発明についての特許又は先願についての言及；
- (6) 特許法第8条によって想定されるとおりに明細書が2以上の発明を含むと認められる場合又は登録官が、特許法第24条(b)に基づく権限を行使するのが適切であるとみなす場合、複数の発明をそれぞれ取り扱う明細書の部分についての言及；
- (7) 出願においてなされた補正が、登録官の見解で、実質的な性質のものである場合、登録官が、特

許法第23条に基づいて、出願又はその部分について定めるのが適切であるとみなす日付についての通知；

(8) 理由が特許法第3章の項目A又は本規則の指示の不履行であった場合、出願又は説明の様式又は内容における瑕疵の特定。

#### **規則42 通知に対する出願人の応答**

出願人は、規則41に基づく通知の日付から4月以内に、当該通知に対する応答書において、所定の手数料を添えて、通知された瑕疵を補正すること、瑕疵のすべて若しくは一部を補正する必要がない理由を提示すること、又は出願人の意見を登録官が聴聞することを請求することができる。

#### **規則43 補正の審査**

(a) 出願人が規則42に基づいて瑕疵を補正した場合、登録官は、補正された出願及び明細書が当初から提出されていたかのようにして、それらの補正された出願及び明細書を審査し、かつ、次の事項について、各々の補正を審査する：

- (1) 補正が、規則41に基づいて出願人へ通知された瑕疵を解消しているか否か；
- (2) 補正が、内容及び様式の両方に関して、特許法及び本規則の規定を遵守しているか否か；
- (3) 補正が、実質的な性質のものであるか否か。

(b) 登録官は、出願人に対して、補正された明細書に認めることができる瑕疵について通知する。そのような通知は、規則41に基づく通知と同様に取り扱われ、また、出願人は、その通知に対して、規則42に規定されているとおりに応答することができる。

(c) 本規則は、規則34に基づく出願についての審査の日付の前又は出願の審査の完了後であるが当該出願の受理の前の何れかにおいて、出願人によってなされた補正の審査にも適用される；これは、出願における補正は、全体としての当該出願の審査に係る日付前に、審査されない場合に限る。

#### **規則44 理由の検討**

出願人が、規則42に基づいて、瑕疵を補正する必要がないとする理由を提示する場合、登録官は、その理由について検討し、かつ、その理由を却下することが適切であるとみなすときには、その旨について、出願人へ通知する。当該通知は、規則41に基づく通知と同様に取り扱われる。

#### **規則45 非応答又は応答拒否を理由とする拒絶**

出願人が規則41に基づく通知に対して応答しない場合、応答が瑕疵を解消していないと登録官が認めた場合、又は規則44に基づいて出願人による理由を却下する場合、同登録官は、出願を拒絶し、かつ、そのことについて出願人へ通知する。

#### **規則46 意見の聴聞についての請求**

(a) 登録官が規則45に基づいて出願を拒絶する場合、出願人は、所定の手数料を添えて、当該拒絶の通知の日付から1月以内に、自身の意見について、登録官による聴聞を受けることを請求することができる。

(b) (a)並びに規則44及び45の規定は、出願人が本章に基づいてなされたあらゆる通知の後に、特許法第161条に基づいて、審査官の決定に対して登録官に不服を申し立てる権利を損なわない。

#### **規則47 期日設定前の意見の書面による要旨を求めること**

(a) 登録官は、規則42又は46(a)に基づいて登録官が聴聞を行うことを請求する者に対して、請求日から1月以内に、当該請求人の意見の書面による要旨を提出することを求めることができるが、それは、出願人が同一事項において書面で以前に意見書を提出していない場合、又は前述の要旨が登録官による意見の聴聞時に有用となると登録官がみなす場合に限られる。

(b) 出願人が上記期間内に、意見の要旨を提出しない場合、当該出願人は意見の聴聞に関する請求を放棄したとみなされ、かつ、登録官は、請求についての決定を下す。

#### **規則48 聴聞のための期日設定**

意見の聴聞に関する請求が規則42又は46(a)に基づいてなされた場合であって、出願人が規則47に従って意見の要旨を提出したとき、又は登録官が要旨を求めることが適切であるとみなしていないとき、登録官は、出願人の意見の聴聞のための期日を設定し、かつ、設定した期日の少なくとも10日前に、出願人へ通知する。

#### **規則49 補正の提案**

出願人が意見の聴聞のために設定された期日に明細書を補正することを望む場合、出願人は、特許庁に対して、当該期日の少なくとも5日前に、提案された補正書を提出する。

#### **規則49A 登録官の決定**

規則46から規則48までに従う出願人の主張についての登録官の決定は、理由を付した書面で下され、出願人へ送達される。

#### **規則50 聴聞後の補正**

(a) 登録官が、意見の聴聞後に、出願人に対して出願及び明細書における補正をなすことを許可する場合、出願人は、許可されてから2月以内に、当該出願及び明細書を補正することができる。

(b) (a)に基づく補正は、規則41に基づいてなされた通知に対する応答においてなされる補正と同様に取り扱われる。

### **第3章 出願の分割**

#### **規則51 分割出願**

(a) 先に提出された出願の分割から生じる特許出願は、特許出願について規定されている方法で、出願人が出願の分割を通知した日付又は登録官が当該出願を分割するべきであることを指示した日付から4月以内に、提出されるものとする。

(b) (a)に言及されている登録官の指示は規則41に基づく通知と同様に扱われ、かつ、関連する規則が適用される。

## 第4章 出願の受理及び公告

### 規則52 受理通知

出願が特許法第17条に基づいて受理された場合、登録官は、その旨について出願人へ通知し、かつ、当該通知において、公告手数料が納付されることを命じなければならない。

### 規則53 公告手数料の納付

公告手数料が規則7(b)に定められている期日までに納付されない場合、登録官は、出願人へ更なる通知を送付し、また、納付のために設定された期日から実際に納付される時点までの期間についての追加手数料を伴う公告手数料が、更なる通知が送付された日付から1月以内に納付されない場合には、出願人は出願を放棄したとみなされる。

### 規則54 廃止

## 第5章 書類の差戻

### 規則55 書類の貸渡

出願人は、優先権主張の目的のために提出した書類を、特許庁又は他の者に用立てる指令を受領した時には、速やかに対応することを条件として、持ち続けることを登録官へ請求することができ、また、登録官は、出願人がそれらの書類を適正に保管することができることが登録官による納得に至るまで立証される場合には、当該請求に応じるものとする。

### 規則56 書類の差戻

登録官が出願を拒絶する場合又は出願が特許法第26条に基づく公告の前に出願人によって放棄された場合、登録官は、最終拒絶又は放棄の日付から6月が経過したときには、優先権主張のために提出された書類に加えて、明細書の写を出願人へ差し戻すことができる。

## 第4部 特許の付与に対する異議申立

### 第1章 意見書及び証拠の提出

#### 規則57 異議申立通知

特許の付与に対する異議申立通知は、特許法第30条に基づいて、所定の手数料を添えて、登録官へ提示されるものとする。

#### 規則58 異議申立書及び証拠

- (a) 規則57に基づく通知日から1月以内に、異議申立人は、異議申立の理由、相違する意見の基礎とする事実及び請求した救済について記述する異議申立書を登録官へ提出する。
- (b) 異議申立人は、異議申立書に証拠を添付することができる。
- (c) 異議申立人が証拠を提出する意向を有さない場合、当該異議申立人は、異議申立書において、その旨を通知する。

#### 規則59 答弁書及び証拠

- (a) 異議申立書が規則58に基づいて提出された日付から3月以内に、出願人は、答弁書を登録官へ提出する。
- (b) 規則58(b)に基づいて、異議申立書に証拠が添付された場合、又は異議申立人が証拠を提出しないことを通知した場合、出願人は、答弁書とともに、証拠を登録官へ提出する。
- (c) 出願人が、(a)に基づく答弁書を提出しない場合、又は(b)に基づいて求められているにも拘らず、答弁書とともに証拠を提示しない場合、その出願人は、異議申立人によって主張された事実を容認し、かつ、異議申立人によって請求された減縮に同意したとみなされる。

#### 規則60 異議申立人の証拠

異議申立人が規則58(b)に基づく証拠を提出せず、かつ、規則58(c)に特定されている通知を行わない場合、異議申立人は、規則59(a)に基づいて登録官へ答弁書が提出された日付から3月以内に証拠を登録官へ提出することができる。異議申立人が証拠を提出しない場合は、出願人によって主張された事実を容認したものとみなされ、また、登録官はそれに従って結論を下す。

#### 規則61 出願人の証拠

異議申立人側の証拠が規則60に基づいて提出されている場合、その提出日から3月以内に、出願人は証拠を登録官へ提出することができる。

#### 規則62 異議申立人の反駁証拠

異議申立人は、出願人側の証拠が規則59(b)又は規則61に基づいて提出された日付から3月以内に、出願人の証拠において明示的に否定された事実、又は当該証拠において最初に発生する事実に関して、反駁証拠を登録官へ提出することができる。

#### 規則63 証拠提出の終了

更なる証拠は、登録官の許可を得ている場合を除き、異議申立人又は出願人の何れによっても提出さ

れてはならない。

#### 規則64 証拠として提出される書類の翻訳文

証拠として提出される書類が公用語又は英語でない言語で作成された場合、登録官が別の形態で命令しない限り、登録官の納得に至るまで立証されたその公用語又は英語への翻訳文が、当該書類に添付される。

### 第2章 登録官による異議申立に係る聴聞

#### 規則65 当事者の意見における聴聞の期日設定

(a) 異議申立書及び証拠が提出された場合、又は証拠の提出のために許可された期間が証拠の提出なしで経過した場合、登録官は、当事者らの意見の聴聞のための期日を指定し、かつ、指定した期日について、当事者が早期化について合意に到っていない限り、少なくとも1月前に、当事者へ通知する。

(b) 出頭することを要望する当事者は、その旨について、指定された期日の少なくとも10日前までに、書面で登録官へ通知する。登録官は、当該通知を行わなかった当事者の意見を聴聞することを拒絶することができる。

#### 規則66 廃止

#### 規則67 聴聞への不出頭

以下の手続は、当事者らの意見についての聴聞のために設定された日において採用される：

(1) 何れの当事者も出頭することを通知しなかった場合、登録官は、手元にある資料に依拠して、決定を下す；

(2) 当事者の一方が出頭しなかった場合、登録官は、他方の当事者に対して聴聞を行う。登録官にとって、出頭しなかった当事者が訴えを放棄したとみなされる場合には、登録官は、その当事者の申請を却下する。

(3) 当事者の一方が通知を行わなかった、又は特別の事情のために出頭不可能であると納得に至るまでの合理的な根拠を登録官が有する場合、登録官は、聴聞を別の日程へ延期する。

#### 規則68 当事者の聴聞に係る順序

(a) 出願人が異議申立人によって主張された事実を容認していない場合、最初に、異議申立人が訴えを述べ、その後、出願人が答弁する。

(b) 出願人が異議申立人によって主張された事実を容認しているが、答弁を主張する場合、最初に、出願人が答弁し、その後、異議申立人が訴えを述べる。

(c) 登録官は、最初に意見を述べた当事者が、他方の当事者の意見に対して簡潔に応答することを許可するが、そのように最初に述べた当事者は、登録官の許可を得ている場合を除き、この段階で新たな意見を主張してはならない。当事者が新たな意見を主張する場合には、登録官は、他方の当事者に、新たな意見に対して応答することを許可する。

(d) 当事者が意見を結論付けている場合、登録官は、命令によって、当事者に対して、訴え全体に関

して、又は登録官が指定した特定の問題に関して、当事者の意見を書面で要約することを命令することができる。

前記命令は、意見する順番及び、登録官の見解によれば当該命令をなすために調整を必要とするようになるその他のすべての事柄について定める。

(e) (d)に基づく命令に従って意見の要約を提出しなかった当事者は、登録官が別の形態で指示しない限り、当事者の意見についての聴聞のために設定された期日に出頭しなかった当事者と同様に取り扱われる。

#### **規則69 宣誓供述人の尋問**

(a) 当事者が宣誓供述人に対して反対尋問を行うことを要望する場合、当該当事者は、当事者の意見を聴聞するために設定された期日に宣誓供述人が出頭するよう請求し、当該期日前の15日以内に登録官へ通知する。宣誓供述人が非居住者である場合には、その通知は、当該期日の1月前までになされるものとする。

(b) (a)に基づいて出頭を請求されている特定の宣誓供述人の尋問を許可するのに合理的な根拠が存在しないと主張する当事者は、その旨について、他の当事者による請求の写が自身へ送達された日から7日以内に登録官へ通知し、かつ、登録官は、事項の緊急性からみて早期の期日を設定していない限り、当事者らの意見の聴聞のために設定された期日に、当該当事者の意見を聴聞する。

(c) 登録官が(b)に基づいて当該当事者によって主張された意見を却下し、かつ、宣誓供述人が聴聞の期日に出頭しない場合、登録官は当事者の意見の聴聞を延期するが、それは、聴聞の延期しないことに合理的な根拠が存在していない場合に限る。

(d) 宣誓供述人が出頭した場合、登録官が別の形態の手続を進める合理的な根拠を認めない限り、訴えを述べた当事者のための証人が最初に尋問され、その後に関与する当事者のための証人が尋問される。

(e) (b)に基づく通知がなされず、かつ、宣誓供述人が(a)に基づく通知に従って出頭しなかった場合、その宣誓供述書は、証拠としての認可が正義に適合して必要であることを登録官が納得に至らない限り、証拠として使用されてはならない。

(f) 登録官は、如何なる時点でも、職権で、尋問のために特定の宣誓供述人の出頭を要請することができる。

#### **規則70 議事録の作成**

(a) 登録官に対するあらゆる係争の手続において、議事録は、登録官、登録官によって指定された記録事務官又は記録装置若しくはその他の機械的手段によって作成される。

(b) 意見書及び手続に関連するあらゆる書類は、議事録に添付され、かつ、その一部を成すものとする。

#### **規則71 議事録の訂正**

登録官は、1の当事者の申請を受けて、他の当事者らに聴聞の機会を与えた後に、決定の前又は後の何れかに、議事録における記録を訂正することができる。

#### **規則72 登録官による決定**

(a) 聴聞の終了時、又はその後において状況が許す限り速やかに、登録官は決定を下す；しかしなが

ら、

- (1) 登録官は、聴聞の如何なる段階においても、救済のための申請の1について決定を下すことができるが、それは、更なる聴聞の過程が、当該申請に関連する事実又はそれに関連して判断される問題に関する認定を変更しないと自身がみなす場合に限る。
- (2) 登録官は、論点の問題を判断し、又は出願及び明細書が修正され、若しくは別の形態で取り扱われることを可能にする暫定的な決定をなすことが適切であるとみなす場合、決定を下すことができる。
- (b) 登録官の決定は、簡潔な訴えの陳述、関連する事実に関する認定、判断されるべき問題並びにその決定及び理由を含む。
- (c) 登録官の決定は書面でなされ、かつ、自身によって署名される。

### **規則73 当事者への決定の送達**

登録官は、当事者へ決定を送達し、また、送達される日付は当該決定の日付である。

### **規則74 後日に取り下げられる異議申立の結果として見い出された資料を理由とする特許付与の拒絶**

- (a) 登録官が、特定の出願に関して、特許法第34条に基づいて権限を行使する理由を認める場合、同登録官は、理由を提示して、出願人へ書面で通知する。
- (b) 出願人は、前記した通知に対して、当該通知がなされた日から30日以内に、書面により、登録官が権限を行使すべきでなかった原因を提示して、応答することができる；出願人が応答しない場合には、その特許は付与されない。
- (c) 出願人が登録官の通知に対して応答している場合、登録官は、出願人に対して、意見を述べる機会を与える。

### **規則75 審判請求通知**

審判請求が本章に基づく手続における登録官の決定に対して提出された場合、審判請求人は、裁判所への審判請求書の提出時に、登録官へ通知する。

## 第5部 特許の付与

### 第1章 特許証

#### 規則76 特許証

特許証は、第1附則に記載されている様式番号3で作成され、登録官による署名又は押印を受け、かつ、特許付与についての登録簿への登録後に、その時点で特許権者として登録簿に登録されている者へ送達される。

#### 規則77 特許証の写

特許権者は特許証の写を書面で申請することができ、また、当該写は、所定の手数料の納付後に、特許権者へ送達される；当該写には、承認印が捺される。

### 第2章 発明者の名称を表示する請求

#### 規則78 発明者の名称を表示することの請求

特許法第39条に従う発明者の名称を特定することの請求は、書面で特許庁へ提出されなければならない。

#### 規則79 発明者の名称が表示されるべき箇所

発明者の名称は、登録簿に表示されなければならないが、かつ、請求が受理の公告日から1月の終了までに提出された場合には、特許証にも表示されなければならない。

#### 規則80 登録官による通知

発明者の名称の表示が請求され、かつ、登録官が、その請求について、特許法第40条に基づいて、発明の所有者若しくは特許権者又は別の者へ通知しなければならない場合、登録官は、前述したとおりに、請求が提出された後できる限り速やかに通知する。

#### 規則81 発明者の名称表示に対する異議申立

規則80に基づいて通知された請求に対して異議申立を行うことを望む者は、その旨について、当該通知がなされた日付から1月以内に登録官へ通知する。

#### 規則82 発明者の名称表示請求に対する異議申立手続

規則81に基づく通知は異議申立の提出と同様に取り扱われ、かつ、特許付与に対する異議申立に関して本規則の第4部に規定されている手続は、前記した取扱い及び本章に基づく更なる手続に適用される。この目的に関して、規則81に基づく通知を行った者は、異議申立人とみなされ、名称の表示を請求する者は出願人とみなさ、また、規則80に基づいて通知され、かつ、異議申立を提出していない者は、手続に関与しないことを依頼しない限り、応答者として当該手続に関与する。

### **規則83 出願の欠落に関する通知**

登録官が、規則82 に基づいて意見書が提出された後の如何なる時点においても、発明者の名称の表示に関する請求が特許法第31条(3)又は第73条に記述されている根拠でなされた申請として取り扱われるべきであるとみなす場合、登録官は、理由を提示して、当事者らに通知する。

### **規則84 手続の代用**

登録官が規則83に基づく通知を行った場合、発明者の名称の表示を請求する者は、その通知の日付から1月以内に、必要があれば、申請が、特許付与に対する異議申立通知又は取消の申請とみなされるべきであることを請求することができ、かつ、そのことに関して規定されている手続が当該請求について適用される；当該請求には、所定の手数料を添えるものとする。

## 第6部 更新手数料の納付

### 第1章 更新手数料

#### 規則85 更新手数料

- (a) 特許を維持するために特許法第56条に基づいて納付すべき更新手数料は、第2附則に定められた額とし、かつ、所定の期間に納付されなければならない。
- (b) 第1回の更新手数料を納付する責務を負う時点において、第2附則の項目12(f)に基づく手数料を納付する者は、更なる更新手数料を納付する必要はないものとし、かつ、正当な時点及び方法において、自身が責務を負うすべての更新手数料を納付したとみなされる。

#### 規則86 納付に対する催促

登録官は、特許権者に対して、更新手数料を納付しなければならない日付の通知を、その日付の3月前までに与える。

#### 規則87 手数料の納付

- (a) 更新手数料は、その納付について定められた期日から3月より前に納付してはならない。
- (b) 各更新手数料の納付は登録簿へ登録され、かつ、特許権者には、その登録についての確認が与えられる。
- (c) 規則85及び第2附則に基づいて納付する責務を負っていた時点の経過後に、特許法第56条に基づいて更新手数料を納付する者は、更新手数料に加え、遅延した各々の月又は1月の端数に関して、複数月の延長のための申請に係る前記附則に定められた手数料を納付する。

#### 規則88 特許の失効

更新手数料が特許法第57条に言及されている延長期間の末日までに納付されていない場合、特許が失効したことについての記録が登録簿になされるものとする。

### 第2章 特許の回復

#### 規則89 回復申請

特許の回復に関する登録官への申請は、その根拠となる事実を特定して書面でなされなければならない；その申請は、宣誓供述書によって裏付けされ、かつ、所定の手数料が添えられなければならない。

#### 規則90 申請の拒絶

- (a) 特許の回復のための申請が認可されるべきであることについて登録官が納得に至らない場合、登録官は申請人へ通知し、また、当該申請人は、その通知の日付から1月以内に、聴聞が行われるよう登録官へ請求することができる。
- (b) 申請人が聴聞を請求しない場合、その申請人は、申請を放棄したとみなされる。

#### **規則91 回復申請の受理**

(a) 登録官が特許の回復のための申請を受理する場合、申請を検討した後であるか、申請人の意見について聴聞した後であるのかに拘らず、登録官は、申請人へ通知し、また、申請人は、その通知の日付から1月以内に、すべての未納の更新手数料を納付しなければならない。

(b) 申請人が(a)に特定されているとおりに納付を行わない場合、当該申請人は、申請を放棄したとみなされる。

#### **規則92 回復に対する異議申立通知**

回復申請に対して異議を申し立てることを望む場合、書面による異議申立請求を、異議申立の理由を具体的に述べ、かつ、所定の手数料を同封して、提出しなければならない。

#### **規則93 回復に対する異議申立に係る手続**

規則92に基づく請求は、異議申立の提出と同様に取り扱われるものとし、かつ、特許の付与に対する異議申立に関して本規則の第4部に規定されている手続は、本請求に適用され、本規則に基づく更なる手続に適用される；規則92に基づく請求を行った者は異議申立人とみなされ、また、特許権者及び特許の排他的実施権者は出願人とみなされる。

#### **規則94 登録簿への登録及び証明書の発行**

登録官が特許の回復を命令した場合、登録簿への登録がなされ、かつ、特許権者には当該登録の証明書が与えられる。

## 第7部 特許の訂正

### 第1章 特許の訂正に対する許可請求

#### 規則95 許可請求

(a) 特許明細書の訂正に対する許可請求は、所定の手数料とともに、登録官へ提出され、かつ、請求される訂正及びその目的を詳述する。また、申請人は、訂正が如何にして特許法第65条及び第66条の条件を満たすかを特定する。

(b) 規則22(a)から規則22(a2)までの規定は、特許明細書の訂正に対する許可請求に準用される。

(c) 特許所有者は、訂正請求に、その時点で特許の侵害又は取消に基因する手続が係属していない旨の宣言書及びそのような手続が係属している場合には、登録官が当該請求を審理することに対する裁判所の許可書を添付する。

#### 規則96 訂正に関する申請人の意見の聴聞

(a) 登録官は提示された訂正を審査し、また、その訂正が許可されるべきであると納得に至らない、又は条件に従って許可がなされるべきであるとみなしている場合には、登録官は、申請人へ通知する。

(b) 申請人は、(a)に基づく通知がされた日から2月以内に、明細書を再び訂正し、又は意見について登録官の聴聞を受けることを請求することができる。申請人が前記訂正及び請求の何れも行わない場合には、申請人は、場合に応じて、申請を放棄し又は登録官によって定められた条件に同意したとみなされる。

(c) 申請人は、聴聞を要望する場合、当該要望を通知するとともに、意見の書面による意見書を登録官へ提出し、また、登録官は、意見についての聴聞ための期日を設定し、かつ、期日について申請人へ通知する。

#### 規則97 訂正の公開

(a) 登録官が、申請のみを検討した後又は申請人の意見について聴聞した後、明細書を訂正することを許可した場合、登録官は、申請人に通知する；前記のとおり通知が行われた場合、申請人は、請求したものと異なる態様で訂正が許可されたときは、訂正が許可された明細書の頁の写1部を登録官へ送達し、かつ、許可された訂正が、当該明細書に明瞭に表示され、現行の版から区別されなければならない。さらに、訂正された明細書の写が、規則11(c)に記述されたとおりに、デジタル保存装置で提出されるものとする。

(b) 写が送付されない、又は送付された写が本規則の第2部の要件に従う方式について瑕疵がある場合、申請人は申請を放棄したとみなされる。

#### 規則98 異議申立通知

訂正に対して異議を申し立てる場合、当該異議申立人は、書面による通知を、所定の手数料を同封し、かつ、異議申立の理由を具体的に述べて、登録官へ提出する。

#### 規則99 明細書の訂正許可に対する異議申立手続

規則98に基づく通知は、異議申立の提出と同様に取り扱われ、かつ、特許の付与に対する異議申立に

関して本規則の第4部に規定されている手続は、当該通知に適用され、本規則に基づく更なる手続に適用される；規則98に基づき通知を行った者は異議申立人とみなされ、また、特許権者及び特許の排他的実施権者は出願人とみなされる。

#### **規則100 新たな明細書の提出**

(a) 登録官は、本章の規定に従って明細書を訂正する権限を有する者に対して、規則22(a)から規則22(a2)までの規定に従った特許明細書の提出を求めることができる；前述のとおり提出される明細書は、明細書及びその様式に関する本規則の第2部の要件を遵守しなければならない。

(b) 特許所有者が(a)に記述されたとおりに新たな明細書を提出することを求められた場合、登録官は、明細書が提出されない限り、訂正を登録簿に登録してはならない。

#### **規則101 受理後の明細書の訂正**

本章の規定は、特許出願の受理後であるが特許が付与される前の、特許の明細書を訂正するための申請にも適用されるものとし、また、前記したとおりに訂正の申請が提出された場合、特許は、訂正された明細書に記載され、かつ、クレームされている発明について付与されるが、当該訂正に関連する手続の完了前には付与されないものとする。

#### **規則102 異議申立の手続が行われている場合の明細書の訂正**

(a) 訂正許可のための申請が、特許出願の受理後であるが特許が付与される前に提出され、かつ、特許の付与に対する異議申立がその後提出され、又は前述した許可のための申請が異議申立の手続の係属中に提出された場合、申請人は、異議申立通知が送達された日付から7日以内に、異議申立人へ訂正申請の写を送達するものとする。

(b) 異議申立人が請求された訂正に同意する場合、登録官は、明細書が本章に定められた方法で訂正されるまで、特許の付与に対する異議申立の手続を中止する。

(c) 異議申立人は、(a)に基づいて訂正の申請の写が送達された日付から2月、又は当該異議申立人が、規則60に基づく証拠をいまだ提出していない場合には、その証拠を提出しなければならない期間の何れか遅く終了する期間内に、当該事項における意見書及び証拠を添付して、明細書の訂正に対する異議申立に係る通知を提示することができる。登録官は、特許の付与に対する異議申立の手続の当事者らの出席の下で、訂正に対する異議申立について聴聞を行う。

(d) 登録官が訂正の申請を認可する場合、登録官は、規則95から規則97までに基づく訂正の手続の完了まで、特許の付与に対する異議申立の手続を中止し、かつ、当該異議申立は、訂正された明細書に関して提出されたとみなされる。

(e) 訂正許可の付与に対する異議申立が、特許の付与に対する異議申立手続の係属中に提出される場合、登録官は、別の形態で手続を遂行することを当事者が請求せず、かつ、当該請求を行わないことが合理的であると当該登録官が納得に至らない限り、それらの異議申立を同時に取り扱う。

(f) 本規則は、訂正申請が異議申立についての決定後に聴聞されることに当事者が同意し、かつ、登録官にとって、当該訂正が一応の証拠のあることとして許可されるべきであるとみられる場合には、適用されない；また、そのように同意した場合には、

(1) 登録官は、訂正が受理されたものとして、異議申立を取り扱う；

(2) 登録官は、異議申立についての決定後に、訂正の申請に係る事実をウェブサイトに公表する。

## 第8部 特許の取消

### 第1章 取消手続

#### 規則103 取消申請

- (a) 特許の取消のための申請は、申請人が申請の基礎となる根拠及び事実を具体的に述べ、証拠を添付した書面でもって登録官へ提出するものとする。
- (b) 申請人は、申請の提出時に、係争手続の提出時に納付すべき手数料の2倍の額の手数料を納付するものとする。

#### 規則104 手続通知

- (a) 特許の取消のための申請が提出され、同時に、特許の侵害又は取消のための手続が裁判所において係属しており、かつ、取消の申請人が当該手続の当事者である場合、申請人は、登録官への通知を、特許の取消のための申請において行い、また、当該申請人は、当該通知の日付から2月以内に証拠を付加することができる。取消の申請人が当該手続の当事者でない場合、申請人はその旨を特許権者へ通知し、かつ、裁判所が登録官に対して当該申請を取り扱う権限を付与した後にのみ、書面をもって意見を提示する。
- (b) 前記手続の通知において、当該通知を行う者は、当該手続の当事者を表示する。
- (c) 裁判所における手続の当事者であり、かつ、特許取消に係る申請人に参加していない者は、取消申請についての手続における応答者とみなされる。
- (d) 取消申請人によって前記手続の通知がなされる場合、特許権者は、担当裁判所による権限付与を登録官へ申請人が送付する日付から2月までは、意見書を送付してはならない。

#### 規則105 特許権者による応答

- (a) 特許権者は、特許の取消申請の日付から3月以内に、証拠を添付した意見書を登録官へ提出する。
- (b) 特許権者が(a)に記述された期間内に意見書を提出しない場合、特許権者は、取消の申請人の主張を容認したとみなされるが、それは、特許侵害又は取消に関する手続が、その時点において、裁判所に係属していない場合であって、特許権者が当該事項を登録官へ通知していなかった場合、かつ、裁判所が当該申請を取り扱う権限を登録官へ付与していた場合に限られる。

#### 規則106 反駁証拠

証拠が規則105に基づいて特許権者によって提出された場合、特許の取消申請人は、当該証拠が登録官へ送付された日付から2月以内に、当該証拠に基づいて当該特許権者によって明白に否定されている事実又はその証拠に最初に生じている事実に関連する反駁証拠を提出することができる。

#### 規則107 取消申請に対する手続

規則103から規則106までに基づく意見書及び証拠の提出は、異議申立の手続における意見書及び証拠の提出と同様に取り扱われ、かつ、特許の付与に対する異議申立についての本規則の第4部に規定された手続は、当該取消申請の提出及び本章に基づく更なる手続に適用される；これらの手続の適用上、取消申請人は異議申立人とみなされ、また、特許権者は出願人とみなされる。

### **規則108 取消手続中の訂正申請**

特許明細書を訂正するための申請が、特許の取消申請の提出時に係属している場合、又は特許の取消申請が係属している間に特許明細書を訂正する申請が提出されている場合、規則102に規定されている手続が準用される。

## **第2章 追加特許の有効性確認**

### **規則109 追加特許の独立した有効性確認申請**

特許法第4章の第4節又は特許法第7章の第2節の規定に基づいて取り消される特許の特許権者が、特許法第48条に基づいて権利を行使することが適切であるとみなす場合、当該所有者は、そのことについて、主特許が最終的に取り消された日付から2月以内に、登録官へ申請を行わなければならない。

### **規則110 更新手数料納付の遅延**

特許権者が、規則109に基づいて申請を行うことができる期間中に、主特許に関する更新手数料を納付していなかった場合、当該特許権者は、それらの更新手数料を当該期間の満了以前に納付することができる。

### **規則111 他方の特許の改良又は変更を構成しない複数の追加特許**

登録官は、特許法第48条(b)(2)の規定が、主特許が取り消された場合における2以上の追加特許に適用されるべきであるとみられる場合、当該事項を特許権者へ通知し、かつ、特許権者は、当該通知の日付から1月以内に、登録官の聴聞を受けることを申請することができる。また、各追加特許についての手数を個別に納付する責務は、事項が最終的に決定されるまでは適用されてはならない。

## 第9部 強制的ライセンス

### 第1章 発明の実施に関する通知

#### 規則112 通知を求める請求

(a) 特許法第118条に従う発明の実施に関する通知を求める請求は、第1附則における様式番号4により写1部が登録官へ提出されるものとする。

(b) 本請求は、申請人の当該請求への利害関係人及び申請人が強制的ライセンスを受ける資格を有すると思われることを示す事実の詳細を含まなければならない。

#### 規則113 通知に対する指令

発明の実施に関する通知に対する登録官の指令において、特許権者は、以下を述べることを求められるものとする：

- (1) 発明が、製造又は別の形態によってイスラエル国内で実施されているか否か；
- (2) 特許権者の見解において、製造の程度が、イスラエル国内の公衆の需要に役立っているか否か；
- (3) 製造の場所。

規則112に基づいて通知を求める請求の写は、当該指令に添付される。

#### 規則114 特許権者による応答

規則113に基づく指令に対する応答をなす特許権者は、当該応答に、その裏付けの書類及び証拠を添付することができる。

#### 規則115 請求者への通知

特許権者の応答通知が受領された場合、登録官は、受領の事実を請求者へ通知し、かつ、独占の濫用が存在しているか否かの問題にその内容が関連している限り、それらの詳細についても通知するが、登録官は、自身の見解において、営業秘密の定義内に属する詳細については、請求者に通知してはならない。

#### 規則116 証拠に関する限定

強制的ライセンスに関する申請を取り扱う上で、登録官は、規則115に基づく通知を除き、本章に基づいて提出された如何なる資料も、証拠として使用してはならない。

### 第2章 強制的ライセンスの申請

#### 規則117 強制的ライセンスの申請

(a) 強制的ライセンスの申請は、所定の手数料を添えて、書面をもって登録官へ提出され、かつ、ライセンスが発行されるべきであるとする根拠、その認可を正当化する要因及び申請人が当該ライセンスを受ける資格を有することを示す事実について記載する。当該申請には、前記事項を実証し、かつ、発明を実施することに係る申請人の能力及び製造の潜在的な程度を示す証拠を添付する。

(b) 規則115に基づく申請の写の送達に関して、特許権者及び登録簿に登録された実施権者は、

当事者とみなされる。

#### **規則118 申請の公開**

申請の提出が特許法第124条(a)に記述されたとおりにウェブサイト公開されると、申請及び当該申請に添付された資料は、閲覧のために公開される。

#### **規則119 併合の通知**

(a) 申請人又は応答者(以下「参加者」という)として手続に参加することを要望する者は、規則118に基づく公開の日付から2月以内に、利害関係及び申請する救済又は支持する申請内容について記載した通知を登録官へ提出する。申請人として参加することを請求した者は、特許法第117条に基づいて定められた手数料を納付しなければならない。

(b) 規則15の規定は、(a)に基づく通知の送付に適用される。

(c) 当事者は、(a)に基づく通知の写が当該当事者に送達された日付から1月以内に、その日付までに当該当事者によって登録官へ提出されたすべての書類の写を参加者へ送付する。また、当該参加者は、それ以降、当事者としてみなされる。

(d) 参加者の通知を与えられた者は、当該通知の提出日から2月以内に、登録官へ証拠を提出することができる。

#### **規則120 更なる手続**

(a) 特許権者は、強制的ライセンスに関する申請の提出日から3月以内に、証拠を添えた意見書を登録官へ提示しなければならない。

(b) 特許権者が(a)によって許可されている期間内に意見書を提出しない場合、当該特許権者は、強制的ライセンスの付与に合意したとみなされる。

(c) 登録官による異議申立の聴聞に関する本規則の第4部第2章に規定されている手続は、本章に基づく更なる手続に適用される；当該手続の適用上、強制的ライセンスの申請人は異議申立人とみなされ、また、特許権者は出願人とみなされる。

### **第3章 強制的ライセンスを付与する決定の再検討**

#### **規則121 再検討の申請**

付与されている強制的ライセンスを再検討するための申請は、強制的ライセンスの申請に必要な所定の手料を添えて、書面をもって登録官へ提出され、また、特許権者は、申請の基礎とする事実について、意見書に記載し、その意見書にはそれらの事実を実証する証拠が添えられるものとする。

#### **規則122 実施権者による応答**

(a) 実施権者は、規則121に言及されている書類の提出日から3月以内に、意見書及び申請に対する異議申立を実証する証拠を登録官へ提出することができる。

(b) 実施権者が(a)に言及されている書類を提出しない場合、当該実施権者は、付与されたライセンスを放棄することに同意又は当該ライセンスを特許権者の申請に従って変更したとみなされる。

### 規則123 更なる手続

- (a) 本章に基づく手続において、当事者のための付加的な証拠は、登録官の許可を得ている場合に限り、提出することができる。
- (b) 意見書及び証拠が提出され又は実施権者が意見書のみを提出し、かつ、規則122(a)に記述されている期間が経過した場合、登録官は、当事者らの意見を聴聞するための期日を指定し、かつ、その期日を少なくとも1月前に通知する。
- (c) 登録官による異議申立の聴聞に関する本規則の第4部第2章に規定されている手続は、本章に基づく更なる手続に適用されるものとする；当該手続の適用に関して、特許権者は異議申立人とみなされ、また、実施権者は出願人とみなされる。

## 第10部 特許弁護士

### 第1章 審査

#### 規則124 審査期間

- (a) 特許弁護士として登録されることを望む者についての審査は、年間に3回、実施される。
- (b) 登録官は、審査の実施のための正確な期間を定め、かつ、当該期間について、所定の期日の少なくとも2月前に、ウェブサイトにおいて通知する。

#### 規則124A 予備役のための審査日

- (a) 法律の審査が予定されている日付に突然の召集による予備兵役に召集された予備兵及びそのような予備兵の配偶者は、本条規則の規定に従うことを条件として、通常審査日に出頭するか否かに拘らず、審査のための特別日を与えられる。
- (b) (a)に従う特別日は、突然の召集による予備役に召集された少なくとも5名の被審査人がそれを与えられる資格を有する場合に決定される。
- (c) 登録官が(b)の条件が満たされているとみなす場合、登録官は、規則124及び規則126の規定に拘らず、設定した日付の少なくとも1月前に、ウェブサイトを通じて本条規則に基づく特別審査日について通知するものとし、かつ、この日付に審査を受けようとする申請人は、その日付の2週間前までに、登録官に通知しなければならない。
- (d) 本条規則に従って審査のための特別日が定められた場合、通常日の審査のために規則125に基づいて任命されたのと同じ審査官が、審査を行うものとする；審査官の一覧に変更があった場合、法務省の局長は、規則125に従って新たな審査官を決定する。
- (e) 本条規則において、
  - (1) 「配偶者」とは、予備兵の配偶者であって、年齢が少なくとも18歳を超えない1以上の共通の子を有する者をいう；
  - (2) 「突然の召集による予備役」とは、以下の何れかをいう：
    - (a) 審査日前2月間に7日以上継続した予備役法、5768-2008(以下「予備役法」という)の第8条又は第9条に従う予備役；
    - (b) 審査日前2月間に72時間未満の事前通知により7日以上を要した予備役法に従う予備役；
    - (c) 予備役法第8条若しくは第9条に従う予備役又は72時間未満の事前通知による予備役であって、全体又は一部において審査日当日又は審査日前10日間に当たるもの。
- (f) 被審査人は、本条規則に詳述された特別日を与えられる資格に関して、ウェブサイトを通じて通知を受けるものとする。

#### 規則125 審査官の指定

登録官が審査のための期間を定めたとき、法務省の局長は、審査官を選択し及び当該審査官が審査する対象を指定し、かつ、登録官に通知する。

#### 規則126 審査のための申請

- (a) 所定の時期に審査されることを望む者は、審査されることを望む対象を示し、かつ、審査手数料を同封して、当該時期の1月前までに、登録官へ通知する。

(a) (a)に従う通知において、審査の申請人は、規則16(a)に記述された書類及び通知の送達宛先を、特許庁に前もって提出していない場合には提出する；必要に応じて、審査の申請人は、特許編集者証明書を除き、特許庁からの書類及び通知を電子メールによって受領することを望む場合、電子メールアドレスを提供することができる。

(b) 言語の審査に関して、申請人は、ヘブライ語に加えて、審査を受けることを望む言語を通知しなければならない。

#### **規則127 通知受領の確認**

登録官は、審査を希望する者の通知の受領を確認し、かつ、審査の場所について、被審査人へ通知する。

#### **規則128 法律に基づく審査**

審査は、次の項目において、口頭で行われる：

- (1) 特許、意匠及び商標に関するイスラエルの制定法；
- (2) イスラエルの著作権制定法の原則；
- (3) 特許、意匠及び商標に関する工業諸国における本質的な制定法の原則；
- (4) 知的・工業所有権の保護に関する国際的制定法の原則；
- (5) 登録官への手続の行使について要件とされている限りの証拠に関する規則。

#### **規則129 言語に関する審査**

言語の審査は筆記試験にてなされ、かつ、以下を含む。

- (1) 被審査人へ提示される詳細に従って技術的説明を記述すること（ヘブライ語及び被審査人が選択した以下の言語（英語、フランス語、ロシア語、ドイツ語及びスペイン語）の1による）；
- (2) 明細書2つを、被審査人が(1)で選択した1言語からヘブライ語に翻訳すること；
- (3) 外国における知的・工業所有権の保護手続に関する指示を含むヘブライ語で記載された書状を、被審査人が選択した前述の言語1に翻訳すること。

#### **規則130 明細書の作成**

被審査人は、詳細な説明を書面により提示される発明を、公用語又は英語から自身で選択して作成することを要求され、また、その文面は、その内容及び様式に関して特許法及び本規則の要件を遵守しなければならない。

#### **規則131 審査の結果**

- (a) 審査官は、口頭審査の完了後直ちに、その結論を下し、かつ、当該結論を登録官へ提示する。
- (b) 書面による審査の紙面は審査官によって査閲され、かつ、査閲の結果は登録官へ提出される。
- (c) 登録官は、審査の結果について、被審査人へ書面でもって通知する。
- (d) 審査の全体又は一部において不合格であった者は、当該審査又は不合格であった部分を再び受けることを請求することができる。

## 第2章 審査の免除

### 規則132 外国の法律における審査の免除

出生国の法律に基づいて特許弁護士として業をなすライセンスが付与された外国出身者は、当該法律に基づいて、ライセンス付与されるために当該外国の法律の知識を明示することが必要であった場合には、当該外国の法律に関する事項について、審査の要件から免除される。

### 規則133 ヘブライ語の審査の免除

イスラエル国内の中等学校若しくは高等教育機関において学習を完了した者又は教育の言語が相当な程度までヘブライ語であった外国の中等学校で学習した者は、ヘブライ語における審査の要件から免除される。

### 規則134 外国の言語における審査の免除

外国の中等学校若しくは高等教育機関において学習を完了し、当該学習を当該外国の言語において行った者又は中等学校若しくは高等教育機関における定期的な学習において当該外国の言語を包括的に学習し、かつ、修了証が付与された者は、外国語における審査の要件から免除される。

### 規則135 その他の方法による知識の立証

必要な知識のすべて又は一部を有していることについて、特許法第143条(c)に言及されている方法で立証することを望む場合、高等教育機関又は別の機関における定期的な学習においてその知識を習得し、かつ、修了証を受領しているときには、その者は、裏付けとなる書類を添えて、法務大臣へ申請を提出することができる。

## 第3章 インターンシップ

### 規則136 インターンシップ

(a) 指導者は、インターンシップの開始時には、その後1月以内に、インターンについて特許庁へ通知する；当該通知には、規則16(a)に記述された書類及び通知の送達のための指導者及びインターンの宛先を、特許庁へ前に提出していない場合には詳述しなければならない；あるいは、指導者又はインターンは、特許弁護士証明書を除き、特許庁からのインターンシップに関連する書類及びメッセージを電子メールによって受領することを望む場合、電子メールアドレスを提供することができる。

(a1) 指導者からの証明書は、インターンが従事した業務の種類、週当たりの業務時間数及び存在する場合には、インターンがインターンシップ期間中に行った付加的な業務を詳述して、インターンシップを証明するために使用されるものとする；登録官は、インターンに対して、指導者の監督下で、その指示に従って、インターンシップ期間中に実施した異なる分野の特許弁護士業務から5例を示すことを要求することができる。

(b) 本条規則の規定は、特許庁においてインターンシップを受けた者には適用されない。

### 規則137 インターンシップ期間の短縮

インターンシップ期間は、申請人が国外の特許弁護士事務所又は企業の特許部門で従事していた各年

について、3月分が短縮されるものとする：ただし、その期間は、全体で、18月分を超えて短縮されてはならない。

#### **第4章 特許弁護士の登録簿における登録**

##### **規則138 登録申請**

特許弁護士の登録簿へ登録は、特許法第142条に定めるすべての要件を満たしていることを証明する書類を添付した申請書を、登録官へ提出するものとする。

##### **規則139 登録の適格性についての通知**

申請人がすべての要件を満たすと登録官が認める場合、登録官は登録簿に当該申請人の名称を記入し、かつ、その事実はウェブサイト公表する。

##### **規則140 廃止**

##### **規則141 特許弁護士の登録簿**

登録官は、イスラエル国内において登録されているすべての特許弁護士の名称及び宛先並びに特許弁護士登録の日付及び登録の更新又は削除の詳細が記録されている登録簿を管理維持する。

##### **規則142 年間手数料**

- (a) 登録簿に登録されている特許弁護士は、毎年1月1日よりも前に、所定の年間手数料を納付する。
- (b) 登録手数料納付の遅延に係る各月又は月の端数分に関して、5%の率の割増額が納付される。特許弁護士が5年の存続期間分の手数料を納付しなかった場合、特許弁護士の名称は、登録簿から除外される。

##### **規則143 廃止**

##### **規則144 登録の回復**

規則142に基づいて登録簿から除外された者は、すべての要件を満たした後に、再登録を申請することができる。ただし、特許法第143条に基づいて再び審査されることを請求されないことを条件とする。

## 第11部 特許庁及び登録官

### 第1章 登録簿への登録及び書類の更正

#### 規則145 特許登録簿

以下の詳細は、特許に関して、登録簿へ登録されるものである：

- (1) 特許権者又は特許権の所有者の名称、宛先及びイスラエル国内における送達宛先；
- (2) 発明の名称、出願日及び優先権が主張されている場合には特許の付与日、外国出願が提出された加盟国、出願日、提出先の当局によって付与された番号又はその他の識別記号、特許法第26条に基づく出願受理の公告日、法律に従って認可された延長命令の日付、延長命令の付与に対する異議申立の提出の事実、延長命令の有効期間を変更するための申請又は取消申請の提出の事実；
- (3) 納付された更新手数料、特許明細書における訂正及び満了、延長命令の満了、効力の回復、特許取消申請の提出の事実及び特許の取消；
- (4) 特許に対するすべて又は部分的な権原の付与又は当該権原に対する担保、並びに付与された者の名称及び宛先並びに付与の日付；本項の適用に関して、権原の付与は、特許における権利の授与、移転若しくは移譲又は権利に基づく排他的若しくは非排他的ライセンスの付与を意味する；
- (5) 登録官が、見解を公表することが公共の利益であるとみなす場合に、登録請求の可能性があるその他の詳細。

#### 規則146 変更の登録

- (a) 規則145(1)に言及されている詳細の変更を登録するための申請は、申請の理由を具体的に記述し、かつ、その理由を裏付ける証拠を添付して、さらに、所定の手数を添えて、登録官に提出される。また、登録官は、請求された変更が真に登録されるべきであると納得に至るまで、更なる詳細又は証拠を求めることができる。前記申請が誤記の訂正のために提出される場合には、追加手数料は課せられない。
- (b) 申請が、登録された特許権者又は排他的実施権者以外の者によって、特許権者若しくは実施権者の代理ではなく又はそれらの者の同意なしで提出される場合、申請人は、登録された特許権者及び排他的実施権者に、申請書及び添付書類の写を提供する。
- (c) (b)に基づいて申請の写が送付される者が、(b)に言及されている書類が送付された日付から1月以内に、登録に対する異議申立を通知せず、かつ、当該書類が実際に送付されたことについて登録官が納得に至る場合、登録に同意したとみなされる。
- (d) 登録された特許権者が請求された訂正に対する異議申立を請求している場合、登録官は、当事者の意見を聴聞するための期日を指定する。

#### 規則147 所有権の登録

- (a) 所有権の受領を登録するための申請は、移転がなされた書類及び所定の手数料とともに、写1部が登録官へ提出されなければならない。
- (b) 登録官は、書類が方式を備え、かつ、権利が移転されていると納得に至る場合には、権利の移転を登録する。

## 規則148 抄本の受領

登録簿からの認証抄本に関する申請は、所定の手数料を添えて、書面でもって提出する。

## 規則149 登録及び書類の更正

(a) 特許法又は本規則の他の如何なる箇所にも規定されていない登録又は書類の更正のための申請は、所定の手数料を添えて、写1部が登録官へ提出され、かつ、請求対象である更正及び申請の理由を具体的に記述する。更正が許可されるべきであると登録官が納得に至る場合、登録官は、本規則の規定に従って行動する。

(b) 登録官が、これによって如何なる者の権利も不利益を被る可能性がないと考える場合、登録官は、更正を許可した旨又は更正を行った旨を申請人に通知する。

(c) 登録官が、更正によって、特許出願人、特許所有者、ライセンス所有者若しくは強制的ライセンス所有者又は特許におけるその他の権利の所有者が不利益を被る可能性があると考えられる場合、登録官は、請求された更正についてそれらの者に通知する。

(d) (c)に記述されたとおりに通知された日から1月以内に、通知受領者は、更正に対する異議申立を提出することができ、かつ、異議申立の陳述において異議申立の基礎となる事実を特定し、証拠を添付する。

(e) 異議申立が前述のとおり提出された場合、登録官は、当事者の主張を聴聞するための期日を指定する。

## 第1A章 ウェブサイト上での公表

### 規則149A 廃止

### 規則149B 情報の保存

法律によって要求される又は法律に従うウェブサイト上に公表された情報は、このために設計されたコンピュータ化されたシステムにおいて、法務省の情報システム管轄部門の指針に従って保存される。ただし、特許法第166A条の規定に加えて、以下のことを条件とする。

(1) システムが保護及び保証された手段によってバックアップされ、かつ、そのバックアップがシステムとは別個に保管されていること；

(2) 公表された情報をその保持期間全体にわたって変更から保護するために、合理的な方策が採用されること；この件について、公表の直前における、公表された情報を含むファイルへの電子署名法5761-2001に定義された安全な電子署名による署名は、変更に対する保護の合理的な手段とみなされる。

## 第2章 登録官及び審査官

### 規則150 審査官の行為に対する不服申立

ある者が審査官の措置に不服申立を請求し、不服申立請求のための他の方法が本規則に定められていない場合、その者は審査官の措置の通知を受けた日から1月以内に、不服申立書を登録官へ提出し、かつ、当該不服申立書において不服申立の対象となる審査官の措置を特定する；規則47及び規則48は、当該不服申立に準用される。

### 規則151 不服申立に対する登録官の応答

規則150に基づく不服申立に関する登録官の決定は、理由を付した書面で下され、申請人へ送達される。

### 規則152 廃止

## 第3章 特許法第6章の適用に関する許可の受領

### 規則153 登録官を通じての申請

特許法第98条(1)又は第103条に基づく許可申請は登録官へ提出され、登録官は、その申請を該当する宛先に転送する。

## 第12部 委員会

### 第1章 異論申立委員会

#### 規則154 定義

本章において、

「委員会」とは、特許法第96条又は第101条に基づいて法務大臣によって任命される異論申立委員会を意味する；

「命令」とは、特許法第94条又は第99条に基づく命令を意味する；

「大臣」とは、事情に応じて、防衛大臣又は特許法第112条に基づいて政府によって任命される大臣を意味する。

#### 規則155 異論申立書の提出

(a) 特許法第96条又は第101条に基づく異論申立は、登録官へ提出される申立書による。

(b) 規則10Aの規定に拘らず、異論申立は、規則11のみに従って、写4部が提出される；規則11(d)は、異論申立書及び異論申立に対する応答の提出には適用されない。

#### 規則156 異論申立書の詳細

(a) 異論申立書は、以下を具体的に記述する、

(1) 申立人の名称及び宛先並びに送達の宛先；

(2) 命令に係る特許出願の番号及び出願日並びに発明の名称；

(3) 存在する場合には、先の異論申立の却下の日付及びファイル番号；

(4) 各々が別個の項目において簡易に記述されている法的理由を含む異論申立の理由。

(b) 異論申立書は、申立人によって署名される。

(c) 異論申立書には、以下の書面が各々4部の写で、添付されるもの：

(1) 申立人が依拠している事実を立証する宣誓供述書；

(2) 異論申立の対象となった命令の写。

(d) 命令を行った大臣は、異論申立書において、応答者として表示される。

#### 規則157 応答者に対する通知の送達

登録官は、応答者及び委員会の議長へ、異論申立書の写を送達する。

#### 規則158 応答者の答弁

(a) 応答者は、異論申立書の写が送達された日付から1月以内に、宣誓供述書によって裏付けられた理由を付した答弁書4部の写を登録官へ提出する。

(b) 応答者による答弁が本規則に規定されているとおりに提出された場合、登録官は、当該答弁及び宣誓供述書の写を申立人へ送達する。

#### 規則159 異論申立の聴聞のための期日の設定

委員会の議長は、異論申立書の送達日から2月以内に、当該異論申立の聴聞のための期日を設定し、かつ、申立人及び応答者に対して、設定された期日の少なくとも15日前に通知する。

### 規則160 反対尋問のための出頭

(a) 他の当事者が依拠する事実を立証するために宣誓供述書を提出した者に対して反対尋問することを要望する当事者は、異論申立の聴聞のために設定された期日の少なくとも7日前に、委員会の議長及び当該他の当事者へ通知する。

(b) (a)に基づいて通知がなされた当事者は、異論申立の聴聞のために設定された期日において、前記反対尋問のために必要な宣誓供述人を委員会へ出頭させるものとする。

(c) 当事者が(b)に規定されている反対尋問のための宣誓供述人を出頭させない場合、又は宣誓供述人が、合理的な正当化の理由なしで、反対尋問において投げかけられた質問に答弁することを拒む場合には、宣誓供述書の証拠としての容認が法的公正さのために必要であると委員会が納得に至らない限り、当該宣誓供述書は証拠として使用されないものとする。

### 規則161 当事者の意見についての聴聞

(a) 委員会は、最初に申立人の意見を聴聞し、その後、応答者の意見を聴聞する。

(b) 委員会は、適切とみなす場合、申立人に対して、応答者の意見に答弁することを許可することができる。

### 規則162 当事者不在の聴聞

当事者が、正当に召喚されたが、異論申立の聴聞のために設定された期日又は規則166に基づいて更なる聴聞が延期された期日に委員会へ出頭しない場合、以下の規定が適用される：

(1) 申立人が出頭し、応答者が出頭しない場合、委員会は、異論申立の聴聞を延期することができ、又は応答者不在で異論申立を聴聞することができる；

(2) 申立人が出頭しない場合、委員会は、異論申立の聴聞を延期することができる、又は異論申立を棄却することができる。

### 規則163 書面による理由の瑕疵についての主張

(a) 異論申立の聴聞において、委員会は、異論申立書の様式における瑕疵についての如何なる主張も受け入れないが、それは、当該主張の書面による通知書が異論申立の聴聞のために設定された期日の少なくとも7日前に申立人へ提示されることがなかった場合、及び、申立人がその期日前に瑕疵を是正しなかったことがない場合に限られる。

(b) (a)に規定されている通知が提示され、かつ、申立人が期日までに瑕疵を是正しなかった場合、委員会は、特別な理由で、申立人に対して、定める条件で瑕疵を是正することを許可することができる。

### 規則164 書面による理由に限定された聴聞

異論申立の聴聞において、委員会は、異論申立書又は応答者の答弁書において記述されていない如何なる理由も受け入れないが、それは、当該理由を役立てることを要望する当事者の無過失に基因して脱漏が生じたこと又は付加的な理由の聴聞が法的公正さのために必要であることを委員会が納得に至らない場合に限られる。

### 規則164A 委員会への中間申請

規則5Aの規定は、委員会への中間申請に適用されるが、規則5A(a)から(b)まで及び(d)から(f)までに

基づく登録官の権限は、委員会の議長に属し、かつ、規則5A(h)に従う権限は、規則165の規定に従うことを条件として、委員会に属するものとする。

#### **規則165 委員会議長の権限**

委員会の議長は、以下を行うことができる

- (1) 本章に規定された期日を延長すること；
- (2) 当事者に対して、本章に特定されたものに加えて、書類を提出することを許可すること。

#### **規則166 聴聞の延期**

委員会は、異論申立の聴聞を延期することができ、かつ、聴聞を開始したとき、委員会の見解として、延期が法的公正さのために必要である場合には、更なる聴聞の延期を実施することができる。

#### **規則167 委員会の決定**

- (a) 委員会は、議決権の過半数をもって、決定を下すことができる。
- (b) 委員会の決定は、書面で作成し、かつ、委員会の委員全員によって署名される。
- (c) 委員会の議長によって認証された決定の写は、決定が下された後できる限り速やかに、申立人及び応答者へ送達されるものとするが、委員会は、安全確保の理由で、決定の理由を書面でもって、申立人へ送達しないことを決定することができる。

#### **規則168 異論申立の費用**

委員会は、費用を課すことを決定することができ、かつ、当該費用が課せられるべき者を規定することができる。

#### **規則169 異論申立の統合**

委員会は、以下の場合、委員会に係属している複数の異論申立を統合し、それらを一括して聴聞し、かつ、1に統合した決定を下すことができる—

- (1) それらの複数の異論申立が、同一の命令又は特許出願に関連していること；
- (2) それらの複数の異論申立が、法律又は事実の、同一又は類似の諸点を包含していること。

#### **規則170 当事者の併合**

委員会は、手続の如何なる段階においても、申立人又は応答者として、異論申立に利害関係があると思われる如何なる者も、含めることができる。

## **第2章 補償・ロイヤルティ委員会**

#### **規則171 定義**

本章において、

「委員会」とは、特許法第109条に基づいて任命された補償・ロイヤルティ委員会を意味する；

「主たる申請」とは、委員会が特許法第107条、第108条又は第134条に基づきその権限の下にある事項を判断することを求める申請を意味する；

「許可」とは、特許法第98条(1)又は第103条(1)に基づいて付与される許可を意味する；

「応答者」とは、委員会の判断によって、補償金又はロイヤルティを支払うことになる可能性のある者を意味する；

「命令」とは、特許法第94条又は第99条に基づく命令を意味する。

#### 規則172 申請の提出

(a) 主たる申請は、登録官へ提出されるものとし、かつ、以下の詳細を提供しなければならない。

(1) 申請人の名称、宛先及び書類の送達宛先；

(2) 応答者の名称及び宛先；

(3) 申請人が発明の所有者であった場合、当該発明の名称、当該発明の特許若しくは特許出願の番号又は発明を特定するためのその他の詳細；

(4) 補償又はロイヤルティの額の確定に関連する事実；

(5) 主たる申請の根拠となる理由。各理由が別個の項に記述されなければならない；

(6) 請求される救済。

(b) 規則10Aの規定に拘らず、特許法第107条又は第108条に従う主たる申請及び同各条に従う手続におけるその他の書類(中間申請を含む)は、規則11のみに従って、写3部が登録官へ提出される；規則11(d)は、特許法第107条又は第108条に基づく主たる申請の提出及び前述の主たる申請に対する答弁書の提出には適用されない。

(c) 特許法第134条に基づく主たる申請及び同条に基づく手続におけるその他の書類(中間申請を含む)であって、規則11に基づいて紙面で提出されるものは、写3部が提出されなければならない。

(d) 申請人は、主たる申請及び同一の手続において提出したその他の書類の写を応答者へ提供しなければならないが、また、主たる申請が特許法第134条に従って提出された場合、申請人は、規則15(a1)及び規則15(a2)の規定に従って行動することができ、かつ、規則15(a3)及び規則15(A4)の規定が適用される。

#### 規則173 付属書類

申請には、事情に応じて、申請人が依拠する事実を立証するための宣誓供述書及び命令又は許可の写が添付されるものとする。

#### 規則174 応答者の答弁

(a) 応答者は、主たる申請の提出日から1月以内に、依拠する事実を立証するための宣誓供述書とともに、理由を付した答弁書を登録官へ提出することができる。

(b) 答弁書及びその付属書類は、写4部を提出しなければならない。

(c) 応答者が前述のとおり答弁書を提出しなかった場合、当該応答者は、請求された救済に同意したとみなされる。

(d) 応答者は、答弁書及び同一の手続において提出したその他の書類の写を申請人へ提供し、また、主たる申請が特許法第134条に従って提出された場合、応答者は、規則15(a1)及び規則15(a2)の規定に従って行動することができ、かつ、規則15(a3)及び規則15(a4)の規定が適用される。

#### 規則175 書類の送達

主たる申請及び答弁書が提出された場合、登録官は、それらを委員会の議長へ送達する。

#### 規則176 申請の聴聞のための期日の指定

委員会の議長は、当事者の意見を聴聞するための期日を設定し、かつ、当事者に対して、定めた期日を少なくとも10日前に通知する。

#### 規則177 反対尋問のための出頭

(a) 当事者の1が、相手側の当事者が依拠する事実を立証するための宣誓供述書を提出した者(以下「宣誓供述人」という)を反対尋問することを要望する場合、申請の聴聞のために設定された期日の少なくとも7日前に、委員会の議長及び相手側の当事者へ通知する。

(b) (a)に基づいて通知がなされた当事者は、申請の聴聞のために設定された期日に、宣誓供述人を委員会へ出頭させるものとする。

(c) 当事者が宣誓供述人を出頭させない場合、又は宣誓供述人が、合理的な正当化の理由なく、反対尋問において投げかけられた質問に答弁することを拒む場合には、宣誓供述書の証拠としての容認が法的公正さのために必要であると委員会が納得に至らない限り、当該宣誓供述書は証拠として使用されない。

#### 規則178 当事者の意見についての聴聞

(a) 委員会は、最初に申請人の意見を聴聞し、その後、応答者の意見を聴聞する。

(b) 委員会は、申請人に対して、応答者の意見に答弁することを許可することができる。

#### 規則179 瑕疵についての主張

申請の聴聞において、委員会は、申請の様式における瑕疵についての如何なる主張も受け入れないが、主張の書面による通知書が申請の聴聞のために設定された期日の少なくとも7日前に申請人へ提示されることがなかった場合、及び、申請人が期日前に瑕疵を是正しなかったことがない場合に限られる。

#### 規則180 聴聞されない理由

申請の聴聞において、委員会は、申請書又は応答者の答弁書において記述されていない如何なる理由も受け入れないが、それは、当該理由を役立てることを要望する者の無過失に基因して遺漏が生じたこと、又は付加的な理由の聴聞が法的公正さのために必要であることを委員会が納得に至らない場合に限られる。

#### 規則180A 委員会への中間申請

規則5Aの規定は、委員会への中間申請に適用されるが、規則5A(a)から(b)まで及び(d)から(f)までに基づく登録官の権限は、委員会の議長に属し、かつ、規則5A(h)に従う権限は、規則181の規定に基づくことを条件として、委員会に属する。

#### 規則181 委員会の議長の権限

委員会の議長は、以下を行うことができる

- (1) 本章に規定された期日を延長すること；
- (2) 当事者に対して、本章に特定された書類に加えて、書類を提出することを許可すること。

### **規則182 聴聞の延期**

委員会は、申請の聴聞を延期することができ、かつ、聴聞を開始したとき、見解において、延期が法的公正さのために必要である場合には、その更なる聴聞を延期することができる。

### **規則183 委員会の決定**

- (a) 委員会は、議決権の過半数をもって、決定を下すことができる。
- (b) 委員会の決定は、書面で作成し、かつ、委員会の委員全員によって署名される。
- (c) 決定の写は、決定が下された後できる限り速やかに、申請人及び応答者へ送達されるが、委員会は、安全確保の理由で、決定の理由を書面で当事者へ提供しないことを決定することができる。

### **規則184 申請の費用**

委員会は、費用を課すことを決定することができ、かつ、それらの費用が課せられるべき者を規定することができる。

### **規則185 聴聞への不出頭**

当事者が、正当に召喚されたにも拘らず、申請の聴聞のために設定された期日又は規則182に基づいて更なる聴聞が延期された期日に委員会へ出頭しない場合、次の規定が適用される：

- (1) 申請人が出頭し、応答者が出頭しない場合、委員会は、聴聞を延期又は申請について聴聞し、かつ、決定することができる；
- (2) 申請人が出頭しない場合、委員会は、聴聞を延期又は申請を棄却することができる。

### **規則186 申請の統合**

委員会は、以下の場合には、委員会に係属している複数の申請を統合し、それらを一括して聴聞し、かつ、1の一括した決定を下すことができる -

- (1) 複数の申請が、同一の命令又は許可に関連していること；
- (2) 複数の申請が、法律又は事実の同一又は類似の諸点を包含していること。

### **規則187 当事者の併合**

委員会は、手続の如何なる段階においても、申請人、応答者又はその他の利害関係人による請求に応じて、申請の結果に利害関係がある如何なる者も申請人又は応答者として手続へ含めることができる。

## 第13部 予備的な権限

### 規則188 更正を許可する権限

(a) 特許法又は本規則に別の形態で規定されていない限り、登録官は、自身の見解が他の者の権利に不利な影響を及ぼすことにはならない場合には、手続において、提出された申請又は書類における誤りを更正することができ、又は更正することを許可することができる。

(b) 更正の申請に係争手続における事項に関する場合、登録官は、当事者の意見の聴聞後に、決定を下すものとする。

### 規則189 書面による意見の要旨

登録官は、申請人又は訴訟当事者に対して、その者が登録官の面前で行った主張を書面で要約することを指令することができ、また、登録官が指令した場合、その者は、登録官によって指令された期間内に指令に応じなければならない。ただし、当該期間が指令日から1月以上であることを条件とする。

### 規則190 説明を求めること

登録官は、申請人又は非係争手続を構成する者に対して、登録官の面前へ出頭し、かつ、当該者の申請又は提起される手続に関する事項について、口頭による説明を登録官へ提示することを求めることができる。

### 規則190A 原本の提出

登録官は、宣誓供述書又はイスラエルの当局若しくは外国の当局によって発行された公的書類の写真複写又はコンピュータスキャンを提出した者に対して、写が正確でない又は内容が原本と同一でないという合理的な懸念がある場合には、その原本を提出することを求めることができる；

本条規則において、

「写真複写」とは、証拠法第40条に定義されたとおりである；

「コンピュータスキャン」とは、証拠規則(写真複写)、5729-1969の規則3Aに定義されたとおりである。

## 第14部 審判請求

### 規則191 廃止

### 規則192 審判請求の期日及び手続

審判請求期日及び登録官の決定に対する審判請求手続は、民事手続規則、5779-2018の第B部第17章に基づく手続に従う。

### 規則193 証拠

控訴裁判所が証拠について聴聞することを決定する場合、手続は、第一審裁判所として開廷中である裁判所における証拠調べにおいて行われるものとする。

### 規則194 登録官への審決の写の送付

控訴裁判所は、裁判所の審決の写を登録官へ送付する。

## 第15部 職務発明

### 第1章 発明に関する論争

#### 規則195 登録官への申請

特定の発明が職務発明であるか否かについて決定することに係る登録官への申請は、所定の手数料を添えて、書面によって登録官へ提出され、かつ、問題の決定に不可欠な事実及び当該事実を実証する証拠を記述し、また、応答者を表示する。

#### 規則196 相手側の当事者による答弁

規則195に規定されている応答者は、申請の通知の受領日から2月以内に、理由を付した答弁書及び証拠を登録官へ提出することができる。

#### 規則197 証拠の受領の終了

登録官による許可がある場合を除き、更なる証拠が当事者によって提出されてはならない。

#### 規則198 意見に対する聴聞

(a) 意見書が規則195及び規則196に基づいて提出された場合、又は意見書が申請人のみによって提出され、かつ、規則196によって許可されている期間が満了した場合、登録官は、当事者らの意見を聴聞するための期日を指定し、かつ、当該期日の少なくとも1月前に、当事者に通知する。

(b) 当事者が通知された期日に出頭せず、かつ、不出頭について合理的な説明を提示しない場合、当事者は、相手側の当事者の主張を容認したとみなされる。

### 第2章 職務発明の登録

#### 規則199 職務発明の登録簿

(a) 職務発明の登録に関して、国の調査機関は、職務発明の登録簿を管理維持する。

(b) 登録簿は綴じられ、かつ、登録簿の各登録は、連続的に番号付与された頁で正副2部作成される。

(c) 以下の詳細は、登録簿へ登録される：

(1) 調査対象の名称；

(2) 調査員の名称；

(3) 随時、ただし調査の各段階の終了時点では如何なる場合でも作成される、調査員によって到達した調査の段階を示す、必要なときはスケッチによる、簡潔な説明；及び調査に関連して調査員によって調製された記録についての言及；

(4) (3)に言及されている段階の終了日及び登録簿への登録日；

(d) (c)に基づく各登録は調査員によって署名され、かつ、登録簿の複数の頁は、調査員が従事している担当部署の責任者によって署名される。

(e) 前記登録簿における登録は、特許法第55条(a)(3)に言及されている登録簿への登録に関して有効なものとする。

## 第16部 雑則

### 規則200 開始

本規則は、1968年4月1日付けで施行する。

### 規則201 特許代理人であった特許弁護士の登録

(a) 特許法第196条に基づく特許弁護士として登録するための申請は書面によって登録官に提出され、かつ、登録官はその提出の確認を行う。

(b) 申請を提出した、特許法第196条(2)によって取り扱われる者が、特許弁護士に関する法律によって指定されている業務について、相当な程度まで従事していなかったという見解を登録官が有する場合、登録官は、当該者へ書面で通知し、かつ、意見の聴聞のために設定する期日の7日前までに、登録官に意見を実証する証拠を提供することを条件として、その者に対して、意見を聴聞する機会を与える。

### 規則202 行為の連続性

特許意匠法及び旧特許規則並びに特許法及び本規則に基づいて提出されたが、いまだ受理されていない特許出願に関する許可又は指令の如何なる行為も、本規則に基づく許可又は指令とみなされ、かつ、前記行為を行う者への登録官による通知は、本規則に基づく有効な指令とみなされる；しかしながら、

(1) 手続のための所定の手数料率は、本規則の第2附則に定められた率である；

(2) 前述の通知は、特許法の施行日に送達されたとみなされる。ただし、特許規則の規則21A、規則22又は規則26(b)に従って送達された通知は、それが実際に送達された時点において、本規則に従って送達されたとみなされる。

### 規則202A 手続の継続性

登録官、副登録官又は知的所有権審判員が、何らかの理由で、手続が既に開始された事項(本項においては、現在進行中の事項)についての手続を終了することを妨げられた場合、以下の規定が適用される：

(1) 登録官は、現在進行中の事項を論議するか、又は当該事項を副登録官又は知的所有権審判員へ移送するか否かについて決定する；

(2) 現在進行中の事項が(1)において前述したとおりに移送された副登録官又は知的所有権審判員に加えて、登録官は、本規則に基づいて記載されている宣誓証言について、当該宣誓証言を聴聞し又は記載したかのようにして、当該宣誓証言を取り扱うことができ、また、前任者が停止した時点から手続を継続することができる。

### 規則203 出願及び明細書の様式における瑕疵の更正

(a) 明細書の様式に関連する本規則の規定は、特許意匠法に基づいて提出される出願にも適用され、かつ、規則31(a)に基づく瑕疵についての通知は、特許法施行時に係属している特許出願に関してなされることができる。しかしながら、規則31(a)(1)に基づく瑕疵の場合には、出願人は、当該事項について定められた手数料を納付する義務を負わないものとする。

(b) 規則31(a)に基づく、出願において認められた瑕疵についての登録官による通知は、出願が審査される4月前までに、出願人へ送達される。

#### **規則204 外国で提出された明細書の提出**

特許出願が特許法の施行前から係属している出願人は、登録官が指令日の後3月以内に、外国で提出した明細書を提出する。

#### **規則205 引用**

本規則は、特許規則(特許庁実務、手続、書類及び手数料の規則)、5728-1968 として引用されるものとする。